

第3部 災害予防計画

第1章 水防体制再構築

第1節 対策の方針

足立区は、過去において台風などによる洪水や内水氾濫等、大きな被害を受けてきたが、下水道や堤防強化等の治水整備により被害は減少していた。

令和元年東日本台風（台風第19号）では、広範囲で記録的な大雨となり、荒川の氾濫が危ぶまれた。当時、開設した避難所は135施設、避難者数は33,172人と、ともに過去最大となり、これに伴う混乱の中で、様々な課題も見えてきた。

このため、区では令和元年東日本台風（台風第19号）に係わる検証を踏まえ、令和元年11月に水防体制再構築本部を設置し、水害に対する備えを強化する。

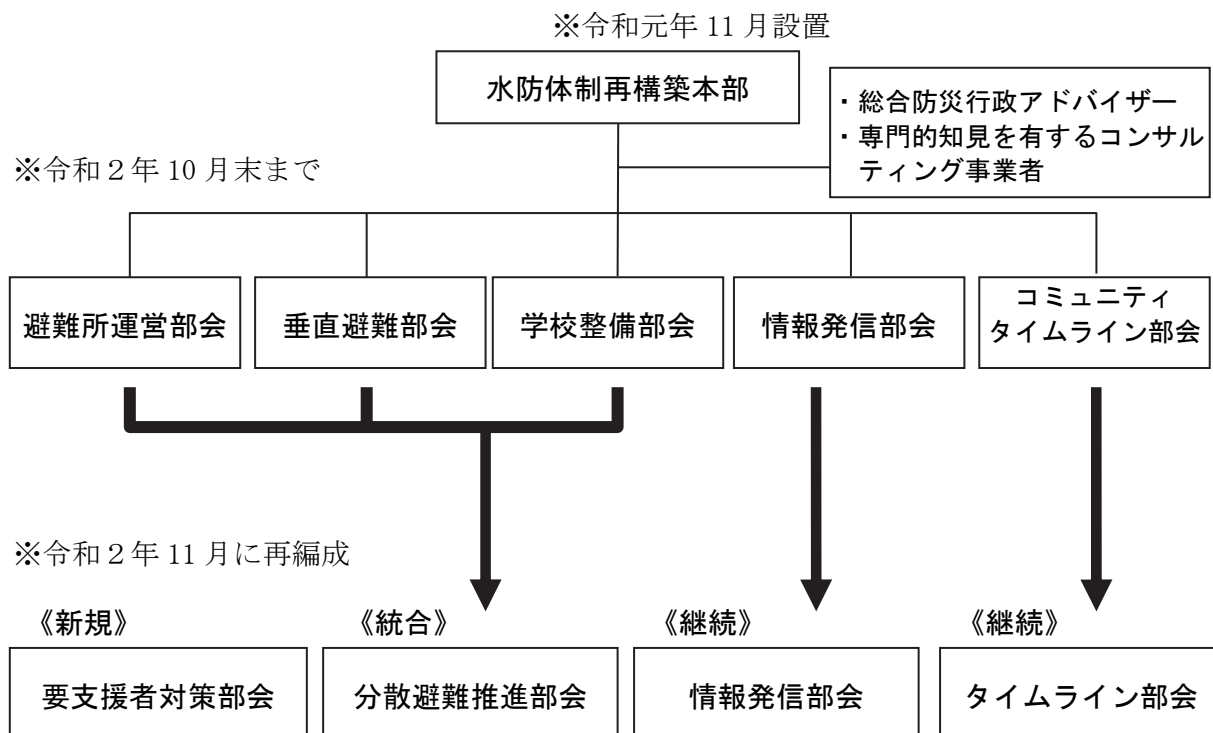
第2節 水防体制再構築本部

第1 目的及び組織

水防体制再構築本部は区長を本部長とし、令和2年10月末までに、5部会（情報発信部会、避難所運営部会、垂直避難部会、学校整備部会、コミュニティタイムライン部会）において、部会ごとの課題に対する対策・検討を実施してきた。

今後は、部会の継続、統合、新規設立など4部会に再編を行い、継続的に課題に対する対策・検討を進める。

【水防体制再構築本部及び部会組織図】



第1章 水防体制再構築

第2節 水防体制再構築本部

第2 主な検討内容

1 区民への情報発信、情報の収集

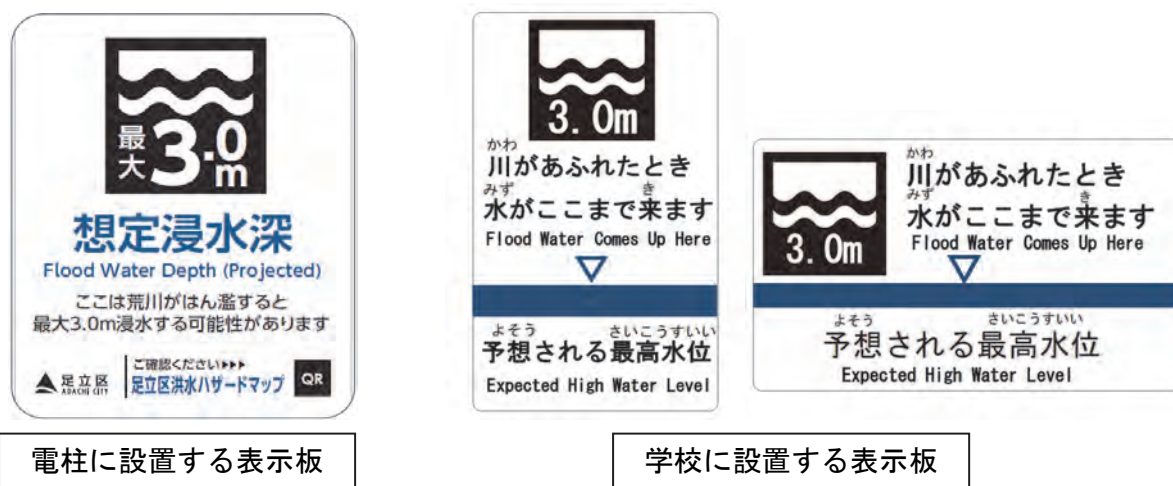
気象情報や河川情報などの風水害に関する情報が、あまねく区民に伝わる情報発信体制を構築する。

具体的な対策として、区民に向けた情報発信タイムラインを策定するとともに、区H Pのリニューアル、防災無線テレホン案内「テレドーム」の同時通話可能回線の増強など防災行政無線の運用方法改善とその周知、A-メール・あだち安心電話等の多様なツールによる情報発信に取り組む。

令和4年度には、災害情報システム再構築による新システム導入を予定している。システムとの連携を含め、SNS、アプリなど様々なツールやドローンを活用した情報発信・収集方法の改善、及び正確で効率的な情報共有の方法を検討する。

また、区内における浸水深の周知について、足立区洪水ハザードマップを補完するため、荒川や利根川が氾濫した際に想定される最大浸水深の表示板を、区内各地の電柱及び区内の小中学校104校（各校4枚）すべてに設置する。

【浸水深表示板】



2 避難場所の確保

新たな避難場所の確保を目指し、一時避難施設として、都営住宅・区営住宅の空き住戸を確保するとともに、立体駐車場、ホテルなど複数の民間施設と避難協定の締結を進める。また、警察と連携したクイック退避建物の件数増など官民一体となり、様々な避難場所確保の取り組みを進める。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画、第4部 第2章 住民避難対策に記載）

3 学校の避難所機能強化

学校施設の設計・構造を避難所機能の視点から再検証するとともに、施設の築年数だけでなく水害時避難所として整備が必要な学校の改築順序を検討した。

第1章 水防体制再構築

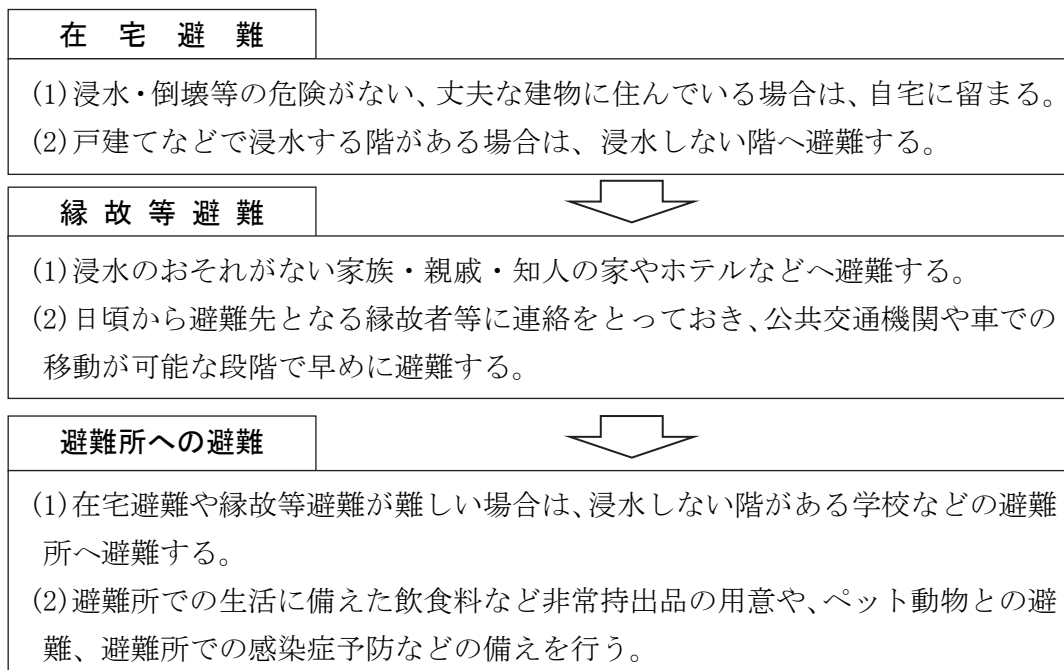
第2節 水防体制再構築本部

4 分散避難行動の周知・啓発

令和元年東日本台風（台風第19号）までは、「避難所避難」か「広域避難」の二者択一であったが、今後は、分散避難行動として「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」等、新たな避難行動を広く区民に周知する。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画に記載）

【分散避難行動の考え方】



5 避難行動要支援者への対応

避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認等の体制整備の検討、個別避難計画の策定を進める。

また、避難行動要支援者の避難場所の確保や避難ルールの策定を進める。

（詳細は、第3部 第3章 第7節 要配慮者対策に記載）

6 地域の防災力向上

町会・自治会が中心となり、地区ごとのコミュニティタイムライン（事前地区防災行動計画）の策定を進める。

（詳細は、第3部 第3章 第6節 コミュニティタイムラインに記載）

7 避難所の開設・運営

避難所開設の検討基準に基づき、適切な時期に避難所が開設できるようにする。

また、施設ごとに派遣する区職員等を予め指定する。指定に際しては、人事異動等による実務経験者の空白が出ないような配慮を行い、迅速に避難所開設を行うことができる体制とする。

運営にあたっては、策定した「水害時避難所運営手順書」を活用し、避難所運営におけるルールを定めるとともに、区職員・避難所運営会議・学校関係者が協力して運営す

第1章 水防体制再構築

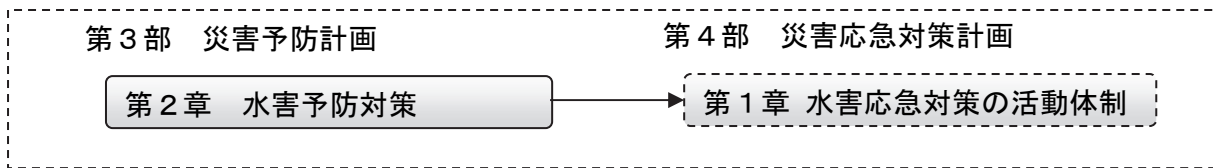
第2節 水防体制再構築本則

る体制を構築する。

また、災害時の感染症対策として、避難所において三密（密閉・密集・密接）を避ける等の対策を徹底する。

（詳細は、第3部 第4章 住民避難計画、第4部 第2章 住民避難対策に記載）

第2章 水害予防対策



第1節 対策の方針

足立区は、市街化が進むにつれて保水・遊水機能を持っていた土地が減少し、変わってアスファルトの道路やコンクリートの施設が増加したため、豪雨時には、大量の雨水が一気に河川や下水道に流れ込み、河川の氾濫や、排水能力を超えた下水管からの逆流現象など、新たな都市型水害の発生が見られるようになった。

本章では、洪水、高潮、都市型水害による内水排除等の対策について、それぞれの対策を明らかにする。

近年、気候変動等の影響で水災害が激甚化・頻発化しているため、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践することが重要である。

上記を踏まえ、平成26年8月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って定めるタイムラインの検討会が発足した。

台風上陸5日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の指示を関係機関が行う。

このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。

平成29年5月には、荒川下流タイムライン（拡大試行版）が提示され、区においても、区内全域で被害が予想される荒川の水害対策を想定し、令和2年10月に「水害時庁内タイムライン」（暫定版）を作成した。そのタイムラインに基づき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討する。

また、中川・綾瀬川等の水害対策タイムラインの作成については、今後検討を進めていく。

（水害時庁内タイムラインについては、第4部 第1章第6節 P.116に記載）

第2節 洪水対策

区の地勢は、周囲を河川に囲まれ、北西部より南東部になだらかに傾斜しており、地盤高は、A. P. + 5 mからA. P. + 0 mとなっている。また、それぞれの地域に皿状の窪地があるため、過去に多くの水害が発生してきた。

現在、河川及び下水道の整備や首都圏外郭放水路の完成に加えて、総合的な治水対策として、流域における雨水の貯留・浸透機能を有する雨水流出抑制施設の普及、下水道の再構築の整備等が進められている。

第2章 水害予防対策

第2節 洪水対策

第1 河川防災計画

河川の状況は、資料編風水害編 資料1「河川の状況」(P.265)、重要水防箇所評定基準は、資料編風水害編 資料2「重要水防箇所評定基準」(P.266)、注意箇所一覧は、資料編風水害編 資料3「注意箇所一覧」(P.267)参照。

1 荒川

国土交通省直轄河川であり、現在、荒川下流河川事務所が改修工事を継続的に実施している。超過洪水対策と沿川の再開発を同時に進める事業として「高規格堤防」化や堤防強化対策、治水上の弱点となっている鉄道橋梁の架替などが進められている。

2 中川

国土交通省直轄河川であり、現在、江戸川河川事務所が継続的に改修工事を実施している。中川は、堤防高または堤防断面が不足しているため、重要水防箇所に指定されている。

また、堤防の整備や流域地域での貯留施設など総合治水対策が進められている。

3 隅田川

東京都管理河川である。全川、伊勢湾台風級に対応し得るよう高潮対策事業として、防潮堤(A. P. +6.3 m)が完成している。

また、沿川地域の大規模な再開発や公園改修と一体になったスーパー堤防整備、地震による護岸の損壊を防ぐための耐震化等が進められている。

4 綾瀬川

埼玉県境から内匠橋までが国土交通省管轄区間、その下流が東京都管理区間である。東京都管理区間は、高潮対策事業により護岸は完成しており、平成21年度より護岸耐震事業を実施し、平成25年度からは、将来にわたって考えられる最大級の地震動に対しての機能維持することを目的とした事業が進められている。

また、綾瀬川放水路、綾瀬排水機場及び堀切菖蒲水門により、治水安全度は大幅に改善されているが、浸水被害防止のための堤防の改築などが実施されている。

5 毛長川

東京都及び埼玉県管理河川である。当面5mm/時間及び21mm/2日の雨量に対応するため、平成2年度より本格的な護岸改修工事が着手されている。都県境界が錯綜するため、平成6年1月に東京都と埼玉県で工事協定を結び、都・県それぞれの施工区間が決定している。令和3年4月時点で綾瀬川合流部から舎人橋上流の区間の8,600mのうち89.5%の7,700mの整備が完了している。

6 伝右川、圀川

2河川は、特別区管理河川※であり、足立区が管理している。

2河川とも高潮対策の整備は完了している。

※「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき維持管理

7 芝川・新芝川

2河川は、特別区管理河川であり、足立区が管理している。芝川流域の洪水対策として昭和40年に新芝川が放水路として埼玉県により整備された。

第2章 水害予防対策
第2節 洪水対策／第3節 浸水対策

現在は洪水による水害の防止または軽減を図るため、河床掘削等の整備を行っている。

8 旧綾瀬川

特別区管理河川となり、足立区が管理している。綾瀬川の本流であったが、荒川放水路の整備により分断され、その後は、荒川と隅田川を結ぶ河川となっている。荒川側にある隅田水門で水位調整を行っている。隅田川本川と同じように高潮対策及び 50mm/時間規模の降雨によって生じる洪水を流すことができる整備を進めている。

なお、大地震時の防潮堤損壊等による水害防止のため、テラス整備（根固め）及び緩傾斜堤防の整備を進めている。

9 花畑川

足立区管理河川である。昭和6年に中川と綾瀬川を結ぶ舟運対策として整備された運河であり、平成13年に区の要望により、一級河川から準用河川に変更され、花畑川環境整備基本計画（平成14年3月）に基づき、現在整備を進めている。

なお、中川・綾瀬川の接続は水門で管理されている閉鎖河川である。

第2 水門の整備計画

下水道の整備により、不要となった水門・樋管については、撤去を進めている。

残存する水門は、いずれも老朽化が進んでおり、使用する水門は計画的に改修を進める。（資料編風水害編 資料4「水門・樋管一覧」P.276）

第3節 浸水対策

第1 浸水想定区域等の指定及び浸水深の公表

国及び都は、水防法に基づき、洪水予報河川または水位周知海岸を指定し、指定された河川、海岸が、想定し得る最大規模の降雨等により氾濫した場合に、浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域として公表している。

また、都及び流域の区市で構成される「東京都都市型水害対策検討会」は平成13年11月の検討結果を踏まえ、浸水予想区域図を作成して公表している。浸水予想区域図とは、河川の氾濫（外水）に加えて下水道の排水能力を上回る豪雨による浸水（内水）も考慮し、浸水が予測される区域や浸水の深さを図にしたものである。

この浸水想定区域及び浸水予想区域図をもとにして、避難路や避難場所等を記載したものが、洪水ハザードマップである。

洪水ハザードマップは、洪水時の堤防の決壊等による浸水想定と避難方法等の対策に係わる情報を、住民にわかりやすく提供し、その他地域の特性に応じたソフト面での治水対策を推進するなど、洪水による被害を最小限に留めることを目的としている。

1 洪水浸水想定区域図

荒川	平成16年9月10日 指定・公表 (平成17年7月8日水深変更) (平成28年5月30日 想定最大規模指定・公表)
中川・綾瀬川	平成18年2月15日 指定・公表 (平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表)

第2章 水害予防対策

第3節 浸水対策／第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

利根川（上流）	平成17年3月28日 指定・公表 （平成18年7月6日 流域追加） （平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表）
江戸川	平成17年3月28日 指定・公表 （平成29年7月20日 想定最大規模指定・公表）
芝川・新芝川	平成19年3月27日 指定・公表 （令和2年5月26日 想定最大規模指定・公表）

2 高潮浸水想定区域図

高潮	平成30年3月30日 作成 令和2年7月14日 指定
----	-------------------------------

3 浸水予想区域図

隅田川及び新河岸川流域	令和3年3月30日 公表
中川・綾瀬川圏域	令和3年3月30日 公表

第2 浸水想定区域における避難体制確保

平成17、25、27、29年度の水防法の改正により、浸水想定区域について、次に掲げる事項について定める。

- 1 洪水予報等の伝達方法（第4部 第1章第5節「情報収集・伝達」P.101～に準拠する。）
- 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項（第4部第2章「住民避難対策」P.129～に準拠する。）
- 3 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として、区長が行う洪水、雨水出水または高潮に係わる避難訓練の実施に関する事項（第3部 第3章第3節「水防訓練計画」に準拠する。）
- 4 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地。ただし（3）に掲げる施設については、当該施設の所有者または管理者から申し出があった場合に限る。
 - （1）地下街等（建設予定、建設中を含む）
 - （2）要配慮者利用施設
 - （3）大規模な工場その他の施設（（1）または（2）に掲げるものを除く）

（資料編風水害編 資料8「地下街等、要配慮者利用施設」P.280）

区は、当計画に定めた（1）（2）の施設の所有者または管理者に対して浸水対策の必要性を伝えるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため必要な計画の作成及び避難訓練の実施を行うよう指導する。また、洪水予報等の伝達方法の整備を進める。

第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

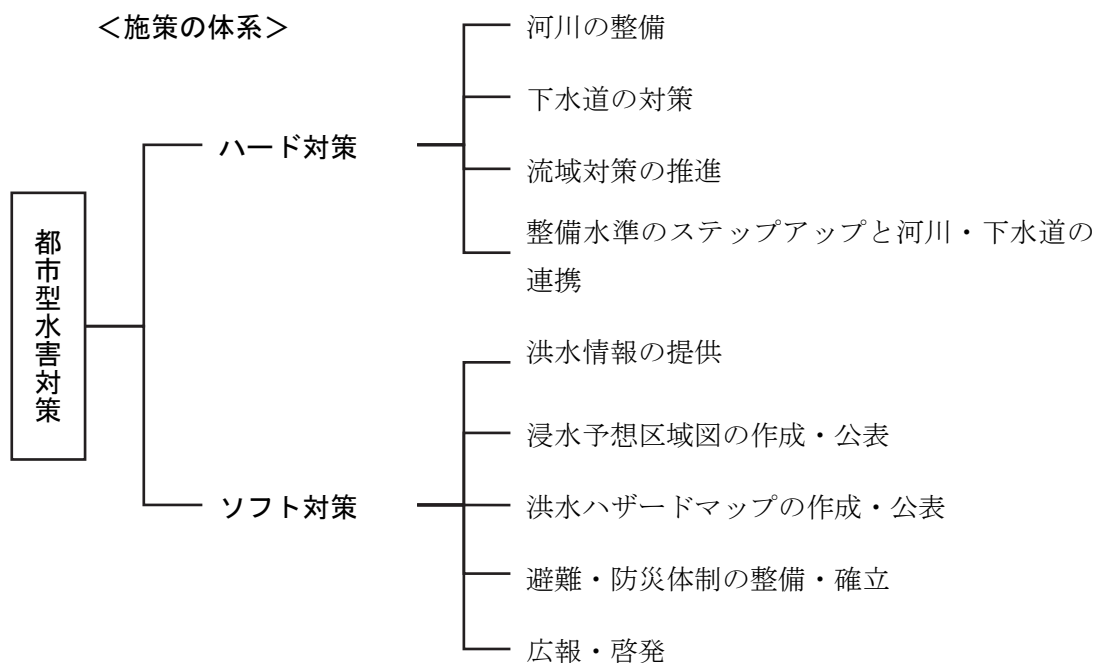
都市部では、地表がアスファルトやコンクリートで塗装されているところが多いため、大量の雨が地中に浸透することなく直接下水道管に流れ込むことで、排水能力を超えた雨水が街に溢れる。また、処理できずに溢れた雨水は、地下鉄や地下街に一気に流れ込んで被害が

第2章 水害予防対策
第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

拡大する事が多いことから、都市部特有の対策が必要になる。

第1 基本的な考え方

- 1 ハード面の対策として、河川の整備、下水道の整備に加え、貯留・浸透施設等の流域対策、さらに河川と下水道管理者との連携による浸水対策を進める。
- 2 ソフト面の対策として、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表とともに、洪水時の情報提供についても、令和3年度に予定している災害情報システム再構築により、各河川の水位情報等を区HPから閲覧できるよう検討する。また、ドローンを活用した情報提供や伝達手段の拡充も進める。
- 3 洪水時の避難指示の基準の整備、水防資材の整備等を含めて、都と連携して、避難・防災体制の整備・確立に努める。



第2 下水道施設整備計画

1 計画の方針

公共下水道は、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除などの都市基盤施設として重要な役割を担っている。日々発生する膨大な量の下水を適切に処理・処分し、施設を常に良好な状態に保つため、効率的な維持管理に努める。

今後は、普及困難地域の早期解消、老朽化した施設の更新とともに、機能の向上を図る「再構築」、下水道管やポンプ所などの施設を整備して、雨水排除能力を高める「浸水対策」に取り組む。

2 予防計画

公共下水道の浸水対策については、1時間あたり50mmの降雨に対処する機能が確保されている。局所的な集中豪雨に対しては、平成26年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針」に基づき整備し、浸水被害を可能な限り防止する。

第2章 水害予防対策

第4節 都市型水害対策（内水排除対策）

なお、千住地区については、施設の老朽化や雨水流出量の増大に対応するため、幹線やポンプ所などの整備とともに下水道管の再構築を進めている。

【下水道施設】

（令和元年度末現在）

水再生センター	ポンプ所	下水道管きよ		
		総 数	幹 線	枝 線
2 箇所	6 箇所	2, 117, 680. 04 m	109, 725. 73 m	2, 007, 954. 31 m

第3 排水場

アンダーパス等においては、道路排水を下水道施設に排水する施設が設けられている。地域の浸水防除や安全な道路利用を支えるこれらの施設を適正に管理し、内水による浸水や道路冠水等の浸水被害の防止を図る。

（資料編風水害編 資料5「管内排水場一覧」P. 277、資料6「排水場配置図」P. 278）

第4 雨水流出抑制施設の整備計画

現在、区では、まちづくり総合指針に基づき、公共施設の雨水流出抑制対策及び民間開発時等における雨水流出抑制施設整備の指導を行っている。

引続き総合的な治水対策の一環として、河川、下水道整備との整合を図りながら行う。

第5 総合治水対策の推進

1 河川の整備

治水施設の整備を図るとともに、下水道事業や流域の雨水流出抑制施設とを連携させた総合的な治水対策を推進し、水害の早期軽減を図る。

2 下水道の整備

都市化の進展に伴うゲリラ豪雨等による雨水流出量の増大へ対応するため、幹線やポンプ所などの整備を行い、雨水排水能力の増強を図る。

3 雨水対策の推進

公共施設の改修や民間施設の開発行為にあたっては、公園、緑地、学校の校庭、広場、集合住宅の駐車場などを活用した、雨水を一時的に溜める貯留施設等の設置指導を行い、流域への雨水流出の抑制を進める。

4 垂直避難施設の整備等

公共施設の整備にあたっては、防災倉庫、電気設備や避難スペースとなる公共住宅の集会場等を、予想される浸水深を考慮した整備に努める。

公共住宅は空き室を利用した避難スペースの確保に努める。

第2章 水害予防対策

第5節 高潮対策／第6節 竜巻等突風対策

第5節 高潮対策

高潮対策事業として、都では昭和34年の伊勢湾台風級の高潮（A. P. +5.10 m）にも対処できるように護岸工事を実施し、完了している。

また、昭和55年度からは都市河川総合整備事業等により、隅田川を中心に緩傾斜型堤防の整備やまちづくりと一体となったスーパー堤防の整備を進めている。

第6節 竜巻等突風対策

足立区では過去に大きな竜巻被害が発生したことがなく、竜巻等突風に遭遇する頻度もきわめて低いため、経験がない。さらに竜巻は予測が難しく、具体的な行動が取りにくいという特徴があり、対応が困難な災害である。

しかし、近年、隣接する埼玉県や茨城県等で、大きな竜巻被害が発生しており、発生に備えた対策の検討を進める。

- 1 竜巻等突風から身を守るための日頃の備えに関する広報・啓発を推進
- 2 竜巻注意報や前兆現象など情報収集、伝達体制の整備、見直し

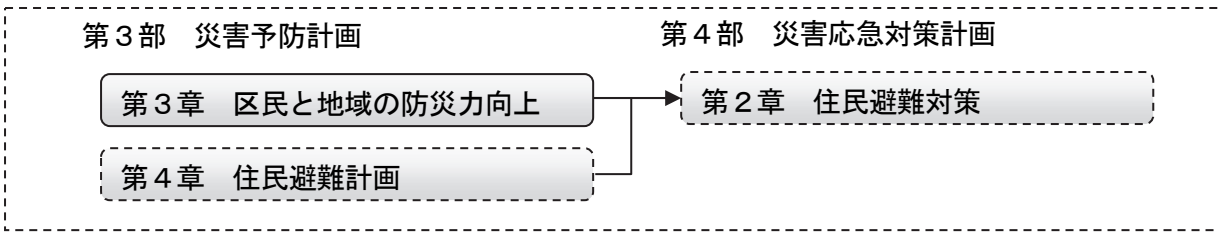
特に区民・職員からの通報や竜巻発生確度ナウキャスト等を活用し、次のとおり段階的な注意喚起を行う。

- ・段階1 「竜巻注意情報発表時」
- ・段階2 「竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入った時」
- ・段階3 「足立区周辺において竜巻が発生した時（通報も活用）」

第3章 区民と地域の防災力向上

第1節 区民の防災行動力の向上／第2節 防災知識の普及

第3章 区民と地域の防災力向上



第1節 区民の防災行動力の向上

第1 区民による自助の備え

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- 1 水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオ等非常持出用品や簡易トイレの備蓄
- 2 家族で用意すべき防災準備リストの作成
- 3 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 4 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 5 町会・自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 6 要配慮者がいる家庭における、町会・自治会等の住民組織、消防署、警察署等への事前の情報提供
- 7 自宅の浸水リスクを踏まえた分散避難方法、避難する場所及び避難経路等の確認
- 8 過去の災害から得られた教訓の伝承
- 9 飼養動物がいる家庭における、平常時のしつけ、健康管理及び災害時の備蓄

第2節 防災知識の普及

第1 各防災機関が行う広報内容の基準

- 1 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- 2 各防災機関の風水害対策
- 3 竜巻に対する備え
- 4 ゲリラ豪雨対策
- 5 家庭での風水害対策
- 6 避難するときの注意
- 7 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- 8 土砂災害に対する心得
- 9 台風時の風に対する対策
- 10 災害情報の入手方法
- 11 応急救護の方法
- 12 防災区民組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- 13 避難指示等に関する取扱い(避難行動要支援者向け準備情報を含む。)

第2 防災意識の啓発

区民の防災意識の啓発を図るため、次の広報活動を行う。

1 「足立区水害区域図」の公表

平成6年度以降に発生した足立区内での道路冠水、床下浸水、床上浸水の被害箇所を区HPで公表している。

2 「足立区洪水ハザードマップ」の公表

区HPでは、洪水ハザードマップを公表している。また、企画調整課及び区政情報課において閲覧が可能である。河川氾濫等の水害のおそれがある場合、浸水想定区域外への避難が原則であるが、緊急時の垂直避難対策として、区内小中学校を「緊急避難建物」と指定し、洪水ハザードマップに表示している。

種類	想定する降雨等の規模	記載内容
荒川	72時間総雨量 632mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域、家屋倒壊等氾濫想定区域
利根川	72時間総雨量 491mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域
江戸川	72時間総雨量 491mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物
中川	48時間総雨量 596mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物
綾瀬川	48時間総雨量 596mm ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、家屋倒壊等氾濫想定区域
芝川・新芝川	2日間総雨量 411mm ※計画規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域
内水氾濫	総雨量 589mm 時間最大雨量 114mm 平成12年9月 東海豪雨相当	想定される浸水の区域、浸水深、緊急避難建物
高潮	台風（上陸時中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75km、移動速度 73km/h）の接近に伴う高潮 ※想定最大規模	想定される浸水の区域、浸水深、浸水継続時間、避難の方向、緊急避難建物、早期立退き避難が必要な区域

3 浸水情報の掲示

水害避難を踏まえた浸水深の表示として、区内の小・中学校すべてに浸水深表示板を設置している。

第3章 区民と地域の防災力向上
第3節 水防訓練計画

第3節 水防訓練計画

第1 防災教育・防災訓練の充実

1 対策内容と役割分担

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

また、区民、防災区民組織（町会・自治会等）等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部、福祉部）	(1)防災区民組織（町会・自治会等）の育成指導 (2)要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 (3)実践的な防災訓練を通じた区民の防災行動力向上の推進 (4)携帯電話の災害用伝言板による家族間等の安否確認訓練の推進 (5)都、区、防災関係機関及び住民の参加による総合防災訓練の実施 (6)通信手段、無線機の操作等、非常時無線通信に関する訓練の実施 (7)防災区民組織（町会・自治会等）や避難所運営会議による自主的な防火防災訓練実施への指導 (8)学園祭等を通じた大学生等への啓発の実施 (9)区内商業施設等との協力による訓練等、不特定多数の区民への啓発の実施
東京消防庁	(1)消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民、医療機関、民間団体等を対象とした訓練の実施 (2)区民の防災意識の調査や効果的な訓練の推進 (3)都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 (4)防災区民組織（町会・自治会等）等に対する地域特性に応じた実践的な訓練の推進 (5)区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実の推進 (6)区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習の実施 (7)一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、区の応急救護に関する技能の向上 (8)幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進 (9)都立高校や特別支援学校等で行われる宿泊防災体験における総合防災教育の実施 (10)専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施 (11)小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	(12)町会・自治会を中心に、民生・児童委員、町会・自治会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施 (13)消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施 (14)事業所における総合防災訓練の実施 (15)要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進 (16)区と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 (17)都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。
警視庁	(1)幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
都（総務局）	(1)都内全域の住民、学校での「東京マイ・タイムライン」の普及、及び区市町村での「東京マイ・タイムライン」作成活動（ワークショップ等）の支援 (2)都内全域の防災住民組織（町会・自治会等）リーダーを対象とした「東京マイ・タイムライン」作成研修の実施
都（生活文化局、教育庁）	(1)各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 (2)東京消防庁等と連携した全都立高校における宿泊防災訓練（人命救助訓練等）の実施 (3)安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習会」の開催等による教員の資質向上 (4)東京消防庁等と連携した防災教育の推進
東京ガス株式会社	(1)社員等関係者に対する防災教育の実施 (2)各部所における年1回以上の実践的な訓練の実施、国及び区が実施する防災訓練への参加

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部、福祉部）》

(1) 災害対策基本法及び災害対策条例等に基づき、区における防災関係機関及び住民が一体となった総合防災訓練を実施する。足立区地域防災計画に習熟するとともに、区、都及び関係防災機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、実施する。

ア 参加機関：区、都及び防災関係機関、区民

イ 訓練項目：発災対応型現地訓練と機関連携訓練に分け、細目的事項はその都度定める。また、訓練は被害規模を想定し、「訓練進行要領」を定めて実施する。

(2) 災害の拡大を防止するにあたっては、区民による救出・救護活動が不可欠である。このため、防災区民組織（町会・自治会等）単位（町会・自治会や連合会含む）または避難所運営会議による自主的な防災訓練を実施するよう指導する。

ア 参加機関：区（区民事務所を含む）、関係防災機関、避難所運営会議、防災区民組織（町会・自治会等）

イ 訓練項目：避難誘導訓練、救出・救護訓練、応急救護訓練、避難所開設訓練、応急給食・給水訓練等

第3章 区民と地域の防災力向上

第3節 水防訓練計画／第4節 自主防災組織の育成方針

(3) 訓練による事故補償等の必要から、防災区民組織（町会・自治会等）等の行う防災訓練は、区に事前に届け出るものとする。また、区は、防災関係機関とともに防災区民組織（町会・自治会等）等への指導を行うほか、必要な支援を行う。

(4) 区内の大学が行う学園祭等の機会を捉え、大学生等への防災意識の啓発を行う。

第2 水防訓練計画

1 目的

風水害等の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適切かつ能率的な水防活動を行うため、各種教育及び訓練を実施する。

2 参加者

全職員、消防団員

3 訓練項目

次の全部または一部を、訓練統裁者が選択して実施する。

- (1) 参集及び部隊編成訓練
- (2) 情報通信訓練
- (3) 本部運営訓練
- (4) 水防工法訓練
- (5) 救助救急訓練
- (6) その他水災時の活動に必要な訓練

4 実施時期

年1回以上実施する。

第4節 自主防災組織の育成方針

第1 対策の方針

国や地方自治体、その他関係防災機関は相互に協力し合い、各種の防災対策を推進しているが、住民の協力なくしては十分な対策はとり得ない。

特に、あらゆる災害から区民の生命、財産を守るためには、防災関係機関の対策だけでは十分ではなく、何よりも実際に被害に直面する住民及び事業所などの組織的な防災活動が欠かせない。

このため、区及び防災関係機関は相互に協力し合い、区民及び事業所に対し、発災時における適切な行動の必要性を啓発していくとともに、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神に基づく自主的な防災組織の育成に努める。

この防災組織は、防災区民組織を最小の単位とし、避難所単位の避難所運営会議及び地区町連単位の地域防災会議を構成する。

第2 防災区民組織

1 対策内容と役割分担

大規模災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防

第3章 区民と地域の防災力向上
第4節 自主防災組織の育成方針

防災区民組織（町会・自治会等）等の活動が重要となる。

各機関は、防災区民組織（町会・自治会等）に係わる広報及び育成指導に力を入れ、防災区民組織（町会・自治会等）の結成、区民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材を育成する。

機 関 名	対 策 内 容
防災区民組織 (町会・自治会 等)	(1)町会・自治会の防災訓練の実施や避難所運営会議への参加 (2)地域住民に対する風水害への備えの働きかけ (3)町会・自治会による食料等の備蓄の推進
区（危機管理部、 地域のちから推進 部、福祉部）	(1)住民への積極的な支援・助言による、防災区民組織（町会・自治会等）の組織化の推進 (2)防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品、運営費の助成 (3)防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場確保への支援、訓練の実施 (4)防災区民組織（町会・自治会等）による、要配慮者の支援体制づくりの推進 (5)避難所運営手順書の作成、手順書に基づく避難所運営訓練実施支援 (6)防災関係機関OBとの連携 (7)町会・自治会による食料等の備蓄に対する支援
都（総務局）	(1)区に対し、防災区民組織（町会・自治会等）未結成地域の解消推進に係わる、より一層きめ細やかな指導・助言の実施 (2)東京防災隣組認定団体の活動に携わる人々の熱意や生の声を伝える紹介冊子等の作成・配布による、他の地域の防災活動への取組契機づくり (3)区民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性と防災隣組の活動を周知するための普及イベントの開催 (4)関係局及び区と連携した防災隣組の普及活動 (5)認定団体交流会や東京防災隣組HPの活用による認定団体同士の人材ネットワークの構築 (6)東京防災隣組認定による防災隣組の都内全域への普及拡大 (7)東京防災隣組をはじめとする防災区民組織（町会・自治会等）の課題解決、リーダー育成のための講習会の開催 (8)地域防災力向上モデル地区における都、区、地元警察・消防、防災アドバイザーによる地域の防災課題の検討及び成果の普及
都（水道局）	(1)仮設給水資器材等を貸与及び譲渡し、当該資器材を活用した区と防災区民組織（町会・自治会等）等が協力して実施する応急給水への支援
東京消防庁	(1)防災意識の啓発 (2)防災教育、防災訓練の充実 (3)具体的な訓練指導マニュアルを策定し、防災区民組織（町会・自治会等）等への指導に反映 (4)防災区民組織（町会・自治会等）のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針

2 詳細な取組内容

《防災区民組織（町会・自治会等）》

(1) 災害に対処するためには、日頃からの備えが大切である。特に平常時における訓練活動は、風水害時の適切な避難行動につながるため繰り返し行う。

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.17）

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 救出・救護、応急救護、避難等各種訓練の実施
- ウ 救助等資器材等の整備・保守及び食料や簡易トイレ等の備蓄
- エ 地域内の浸水リスク等把握及び地域住民への周知
- オ 地域内の要配慮者の把握及び災害時の支援体制の整備
- カ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備

《区（危機管理部、地域のちから推進部、福祉部）》

- (1) 新しく結成された町会・自治会や未結成の町会・自治会に対し、防災区民組織（町会・自治会等）の結成を働きかける。
- (2) 防災区民組織（町会・自治会等）の組織結成時に必要な物品を支援するため、「足立区防災区民組織物品助成要綱」に従い、物品助成基準額の範囲内で物品を助成する。
- (3) 防災区民組織（町会・自治会等）の活動に対する支援を行うため、「足立区防災区民組織活動助成金交付要綱」に従い、活動助成基準に基づき助成する。
- (4) 防災区民組織（町会・自治会等）の防災資器材置き場の確保に際し、町会・自治会等で用意できない場合には、要綱等に基づき、区用地の使用も含め支援する。
- (5) 防災資器材倉庫等を区有地に置く場合は、浸水リスク等の地域性を考慮する。

【防災資器材倉庫等の種別】

- ア 消防団分団本部及び格納庫
 - イ 町会・自治会の防災倉庫（「足立区町会・自治会に対する自主防災倉庫設置事業助成」等）
- (6) 要配慮者支援の担い手の1つとして、防災区民組織（町会・自治会等）の体制づくりを支援する。
 - (7) 避難所の運営のために複数町会・自治会等で組織された避難所運営会議に対して、訓練計画の立案や手順書の修正、訓練実施の支援を行う。
 - (8) 地域の応急対応の中核となり得る防災関係機関OB等、知識、技能を有する方々が、発災時に有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、救出・救護、避難誘導、避難支援等に関する連携体制づくりを推進する。
 - (9) 消費期限の残り短い再活用食料等の配付を希望する町会・自治会に対し、アルファ化米やクラッカー等を配付し、防災備蓄に対する普及啓発を行う。

第3 事業所の自主防災組織

1 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や合同訓練の実施、事業所防災計画の作成促進等によ

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針

り、事業者の防災力を向上させる。

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、産業経済部）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりを推進 (2) 平日の昼間、在宅の可能性が高い男女で構成した地域防災組織の結成の支援
区（関係部） 関係機関	(1) 都、区、企業、地域等による相互支援を協議する場の設置 (2) 駅等の混乱防止策の実施
都（総務局）	(1) 事業所相互間の協力体制及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等との連携を強める等、地域との協力体制づくりの推進
都（環境局）	(1) 高圧ガス保安について、地域防災協議会の充実、防災計画の策定を指導 (2) 火薬類の保安について、平常時、災害時等の自主保安体制の整備を指導
都（産業労働局）	(1) 都内中小企業のBCPの策定を支援 (2) BCPの実効性を高めるため、その取り組みを行う企業をモデル的に支援
東京消防庁	(1) 事業所の自衛消防に関する活動能力の充実、強化 (2) 事業所の救出・救護活動能力の向上 (3) 事業所防災計画の作成指導 (4) 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 (5) 防火管理者、防災管理者、危険物取扱者等の各種消防技術者及び区民を対象とした講習会等の実施 (6) 事業所防災計画作成促進を目的とした冊子の作成・配布 (7) 区民や事業所を対象とした応急救護知識・技術の普及
事業所	(1) 従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備 (2) 事業継続計画（BCP）の策定 (3) 地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）との協力、帰宅困難者等対策の取り組み等、地域社会の安全向上対策の実施 (4) 商工会議所等の横断的な組織を通じた、災害時の地域貢献の促進 (5) 従業員の3日分プラス10%の水や食料等の備蓄推進

2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、産業経済部）》

- (1) 都や関係機関と連携して広報誌や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織（町会・自治会等）等の連携の重要性について、広く啓発に努める。
- (2) 平日の昼間、在宅の可能性が高い女性や定年を迎えられた男性で構成した地域防災組織の結成を支援する。

第3章 区民と地域の防災力向上

第4節 自主防災組織の育成方針／第5節 行政・事業所・区民等の連携

《区（関係部）、関係機関》

- (1) 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区、事業所及び地域との間で、相互支援を協議する場を設置する。
- (2) 駅等の混乱防止策については、次のとおり対応する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部）	(1) 駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先について、公園等のオープンスペースや区・民間施設等の活用を図る。 (2) 鉄道事業者、駅周辺事業者等と「駅前滞留者対策推進協議会」を設置する。 (3) 災害用デジタルサイネージや災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を活用した訓練を実施する。
都	(1) 駅周辺の混乱防止対策について、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うための連絡会を設置する。 (2) 区市に設置する「駅周辺混乱防止対策協議会」の基本方針を策定する。
警視庁	(1) 所轄の警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係わる指導助言を行う。
各鉄道事業者	(1) 構内放送や駅周辺の地図を配布する等、駅から誘導場所までの情報を提供する。 (2) 列車や代替輸送等の運行情報を提供する。

《事業所》

- (1) 災害時に事業所が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を遂行するため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ア 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分プラス10%が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - イ 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係わる計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認等の事前対策の推進
 - ウ 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織（町会・自治会等）等との協力、帰地域社会の安全性向上対策
 - エ 東京商工会議所や東京経営者協会等、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進

第5節 行政・事業所・区民等の連携

第1 対策内容と役割分担

各機関は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成する。

第3章 区民と地域の防災力向上

第5節 行政・事業所・区民等の連携／第6節 コミュニティタイムライン／第7節 要配慮者対策

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部） 関係防災機関	(1)地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 (2)町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す等地域防災体制の強化促進 (3)合同防災訓練の実施 (4)地区防災計画（防災コミュニティ計画）の作成の推進
都（各局）	(1)相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、各種対策を推進 (2)区が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策の推進
都（総務局）	(1)共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進
東京消防庁	(1)区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進

第2 詳細な取組内容

《区（関係部）、関係防災機関》

- 1 区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織（町会・自治会等）、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保等、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。
- 2 住民等から地区防災計画の提案があった場合、必要があると認められれば、防災計画の中に位置づける。

《東京消防庁》

- 1 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

第6節 コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに、地域住民の避難行動のタイミングや取るべき防災行動について、地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするのか」を地区ごとに定めておく事前防災行動計画である。これにより、地域住民が主体的に避難行動を起こす「自助」「共助」を促進する。

区では、地区ごとの勉強会、ワークショップなどを開催（地区ごとに検討部会を設立）し、コミュニティタイムラインの策定に向けた取り組みを支援する。

第7節 要配慮者対策

第1 対策内容と役割分担

災害が発生した際に、り災率の高い要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児、病弱者、妊産婦、外国人等）に対する適切な応急対応及び救護活動を行うため、要配慮者自身及びその家族、要配慮者利用施設及び区、事業所、区民、民生・児童委員等は、一体となって平時からの地域コミュニティ形成事業や他の福祉活動に取り組む。

第3章 区民と地域の防災力向上

第7節 要配慮者対策／第8節 防災ボランティアの育成

また、災害対策基本法の一部改正（平成25年法律第54号）や国（内閣府）の策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に基づき、避難行動要支援者名簿や災害時安否確認申出書等を活用し、個別避難計画書の作成を進める。そのうえで、現行の支援体制の強化及び新たな支援策等を個別具体的に検討し、要配慮者への支援を向上させるよう努める。

医療的ケア児については、平成28年改正の児童福祉法の規定に基づき令和元年に設立した「足立区医療的ケア児ネットワーク協議会」において、医療的ケア児の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者間の連絡調整、情報交換を行い、その中で、医療的ケア児の全体状況や、災害時に必要な支援を調査するための項目等について、意見交換を行った。また、その意見を踏まえたアンケート調査を行い、大規模水害に対する理解や避難への対応について、検討、対策強化に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）	(1) 要配慮者のうち避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成 (2) 要配慮者のうち避難行動要支援者に対する「個別避難計画」等の策定及び関係機関との情報の共有 (3) 障がいの種別に応じた避難支援体制の整備 (4) 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (5) 関係団体との連携
都	(1) 区における要配慮者対策の強化を支援（福祉保健局） (2) 緊急通報システムの活用を促進（福祉保健局） (3) 外国人旅行者向け対応マニュアルの配布（産業労働局）
東京消防庁	(1) 区等と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 (2) 緊急通報システムの活用 (3) 地域が一体となった協力体制づくりの推進 (4) 社会福祉施設等と地域の連携を促進
社会福祉施設等	(1) 施設自身の防災行動力の向上、地域との連携の推進

第8節 防災ボランティアの育成

第1 一般ボランティアの活動支援と足立区災害ボランティアセンターの体制整備

受援計画に基づき、大規模災害における被災地のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時よりNPO、市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（総務部）	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わる社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協議及び具体的な事項の取り決め (4) 専門ボランティアの研修及び必要資器材の配備 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

機 関 名	対 策 内 容
社会福祉法人足立区社会福祉協議会	(1) 足立区災害ボランティアセンターの活動体制の検討 (2) 区との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施 (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新 (4) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関する区関係各部との協議 (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築
都（生活文化局）	(1) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 (2) 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

1 足立区災害ボランティアセンター体制の構築

《区（総務部）》

- (1) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会等との連携による足立区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（「足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき実施）
- (3) 現在、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定を締結し、災害時の連携について取り決めているが、足立区災害ボランティアセンターの管理・運営に係わるより具体的な事項に関する協議を通じて、より実効性のある連携体制を構築する。
- (4) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

《社会福祉法人足立区社会福祉協議会》

- (1) 区との連携により災害ボランティアセンターの設置、運営訓練を実施する。
- (2) 足立区災害ボランティアセンターの運営等における各種課題を検討する。
 - ア 設置場所の検討（複数か所での設置、被災箇所付近等への現地拠点の設置等を検討）
 - イ 参集体制の整備（業務に必要な人員や災害時の参集状況を推定し、対策を実施）
 - ウ 必要資器材等の確保（関係機関との連絡手段、輸送手段、駐車スペース等）
- (3) 足立区災害ボランティアセンターの運営等に関するマニュアル等の作成及び更新を行う。
- (4) 区との連携体制の詳細についての協議を行い、より実効性のある連携体制を構築する。
- (5) 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

- (1) 各部は、各専門ボランティアを組織化し、発災時に備え、研修会等を定期的に行う等即応体制を整えておく。また、各専門ボランティアが救援活動を行うための資器材の備蓄、

第3章 区民と地域の防災力向上
第8節 防災ボランティアの育成

移動手段の確保等を行う。

3 東京都防災ボランティア等との連携

(1) 災害時には行政需要が急増する一方、行政機関そのものも被災し、その能力が低下することから、そのギャップを埋める防災ボランティア活動は、被災住民の生活の安定と再建を図るうえで欠かすことのできないものである。

しかし、統制のとれていないボランティア活動は、かえって被災地の混乱を招くものであり、平常時から信頼関係を確立し、連携のしくみを構築しておかなければならない。

(2) 区は、東京都の行う専門ボランティアの登録に協力し、災害時に、必要に応じて出動を要請するボランティアの登録を行う。当面行うボランティアの登録活動領域を、次に示す。

- ア アマチュア無線通信
- イ 傷病者の応急手当等救護事務
- ウ 要配慮者の介護
- エ 救出・救護活動

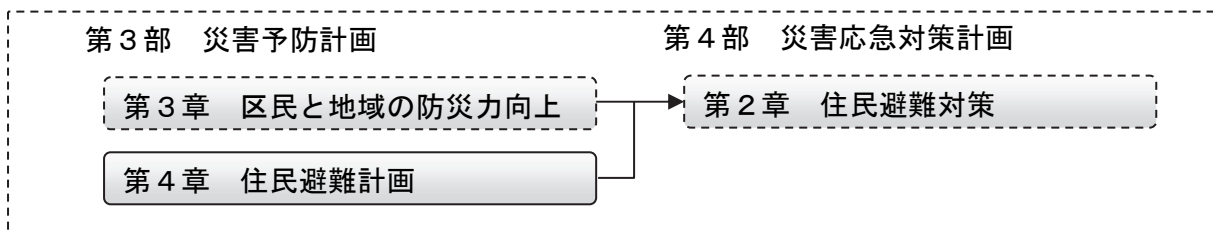
(3) 防災ボランティアを出動させるにあたっては、災害時における行動、防災活動を実施するうえで必要な知識や技術を習得しなければならない。このため、都は、防災ボランティアに対し、事前の講習・訓練を行うものとし、区は、東京都の実施する事業に協力する。

(資料編震災編 第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32)

【東京都防災ボランティア等の概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
都(生活文化局)	《防災(語学)ボランティア》 (1)一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	(1)大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援
都(都市整備局)	《被災宅地危険度判定士》 (1)宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木または建築技術者	(1)災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施
都(建設局)	《東京都建設防災ボランティア》 (1)東京都建設防災ボランティア協会会員(公共土木施設の整備・管理等の経験を有し、被災状況について一定の把握ができる知識を有する者。)	(1)大規模な地震災害や土砂災害の発生時に、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握

第4章 住民避難計画



第1節 分散避難対策

第1 計画の方針

足立区は、荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川といった河川の氾濫及び内水氾濫による水害が想定される。荒川氾濫時に最大浸水深が5m以上（建物の3・4階まで浸水）となる地域があれば、3～5m（建物の2階まで浸水）の地域もある。このため、自宅の場所や住んでいる階層などにより、個別に避難方法を考えることが重要である。

これまでの水害時の避難は、「広域避難」か「避難所避難」かの二者択一であったが、避難所での感染防止【三密（密閉・密集・密接）を回避】を図るためにも、区民一人ひとりが事前に自宅の浸水リスクを確認（足立区洪水ハザードマップを参照）し、あらかじめ避難方法を決めておく「分散避難」が前提となる。

今後は、自宅の浸水リスク（浸水深や浸水継続時間、建物倒壊等のリスク）を理解したうえで、浸水しない階へ移動することで安全が確保される場合、自宅に留まる「在宅避難」、自宅に浸水リスクがある場合に、浸水域外の親族・親戚・知人の家やホテルなどに避難する「縁故等避難」、これらの避難が困難である場合の「避難所への避難」を考える「分散避難行動」を広く繰り返し区民に周知する。

第2 避難体制の整備

1 対策内容と役割

機 関 名	対 策 内 容
区（会計管理室を除くすべて）	(1)大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 (2)避難方法及び安全な場所の住民への周知 (3)安全に避難を実施するための避難情報等の発令基準の整備 (4)避難場所の確保・指定 (5)要配慮者対策

2 具体的な対策

(1) 普及啓発

大規模水害が住民生活に与える影響について、HP、ハザードマップ、SNS等を活用するほか、荒川等が氾濫した際の想定浸水深を小中学校や電柱に表示し、住民・施設管理者等にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

第4章 住民避難計画

第1節 分散避難対策

また、三密を避けるための分散避難行動として、「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」の順に考える新たな避難行動を広く区民に周知する。

住民・施設管理者等に対し、居住地勢や避難行動等の周知・啓発により、住民・施設管理者等自らが率先して避難行動を取れるような意識づけに努めるとともに、早期の避難行動が災害の予防につながることに、また、「空振り」であっても「被害に遭わなくて良かった」と思えるような意識の醸成を図る。

(2) 避難指示等

分散避難に係わる避難指示等の発令タイミングについては、第4部第2章「住民避難対策」(P.129)にて示している避難指示等の判断基準等を踏まえて検討する。区民が安全な場所に避難できるように、時間の確保や移動場所、移動手段等について、具体的な検討・整備を行う。

(3) 避難場所の確保・指定

足立区は、荒川氾濫時には区内全域の浸水が想定され、避難所だけでは避難者を収容しきれない現状を踏まえ、緊急避難建物や一時避難施設など新たな避難場所の確保・指定に努める。

ア 緊急避難建物（指定緊急避難場所）

浸水しない地域や避難所に避難する時間的余裕がない場合に、緊急避難するための施設であり、近隣の高い建物等への垂直避難を行うため、区では、事前に避難先となり得る建物管理者に対して、協力を求めるとともに、垂直避難に活用可能な区有施設等については、緊急避難建物として指定する。

イ 一時避難施設

区では、避難者の避難場所確保に向け、避難者の状況に合わせた様々な施設等と協定の締結を進めている。そうした中で指定避難所や指定緊急避難場所など法的に定義できない避難施設について「一時避難施設」と定義した。都営住宅・区営住宅の空き住戸を確保するとともに、立体駐車場、ホテルなど複数の民間施設と協力した避難協定の締結、警察と連携したクイック退避建物の件数増などの取り組みを進める。

(4) 避難行動要支援者の避難対策

避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先度を踏まえた避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区市町村長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画書」を活用するなどし、避難行動要支援者の避難対策を強化する。

第3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

- 1 住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図または浸水予想区域図を参考に、低地帯または堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の

第4章 住民避難計画

第1節 分散避難対策

把握を進める。

- 2 非浸水階のある区立小・中学校、高校、大学等の第一次避難所（指定避難所）及び緊急避難建物（指定緊急避難場所）、一時避難施設の確保を進める。
- 3 河川管理者が公表する浸水想定区域図または浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

第4 その他の避難対策（江東5区大規模水害対策）

1 計画の方針

自治体の枠を超えた広域的な避難が必要とされる場合を想定した広域避難対策として、国（中央防災会議）は、平成24年9月「首都圏大規模水害対策大綱」を作成した。

なお、避難場所や移動手段等が確保できず、広域避難の実現が難しいと判断される場合は、大規模水害時の犠牲者ゼロを実現するため、近隣の高い建物等へ移動する垂直避難を指示する。垂直避難ができない世帯または堤防に近い（流出の危険性がある）エリアの世帯は、浸水想定区域外の避難施設に避難を誘導する。

東京東部低地帯に位置する江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）では、平成27年10月に大規模水害時の避難対応を検討することを目的として「江東5区大規模水害対策協議会」を設置した。平成28年8月に「江東5区大規模水害避難等対応方針」として検討結果を取りまとめ、早期避難の実現や広域避難の推進、住民が大規模水害を理解することの重要性、そして自治体を越えた「広域避難」の具体化に向けた課題を明らかにした。

江東5区では広域避難の具体化に向けた課題への検討のため、平成28年8月に「江東5区広域避難推進協議会」を発足させ、内閣府の中央防災会議防災対策実行会議における「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」とも連携して広域避難実現に向けた検討を進めている。また、国・都において平成30年6月に「首都圏における大規模水害広域避難検討会」が設置され、広域避難の具体化に向けて検討を進めている。

2 広域避難体制の整備（江東5区大規模水害広域避難計画の策定等）

江東5区広域避難推進協議会では、想定し得る最大規模の水害に対する避難対策について検討し、平成30年8月には現段階における対応方針を取りまとめた「江東5区大規模水害広域避難計画」「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定した。

令和元年東日本台風（台風第19号）により様々な課題が表面化したことに伴い、改めて区の対策との整合図り、広域避難における避難方法や避難所の確保等について、引き続き江東5区広域避難推進協議会で検討していく。

第5 区民における分散避難行動の考え方

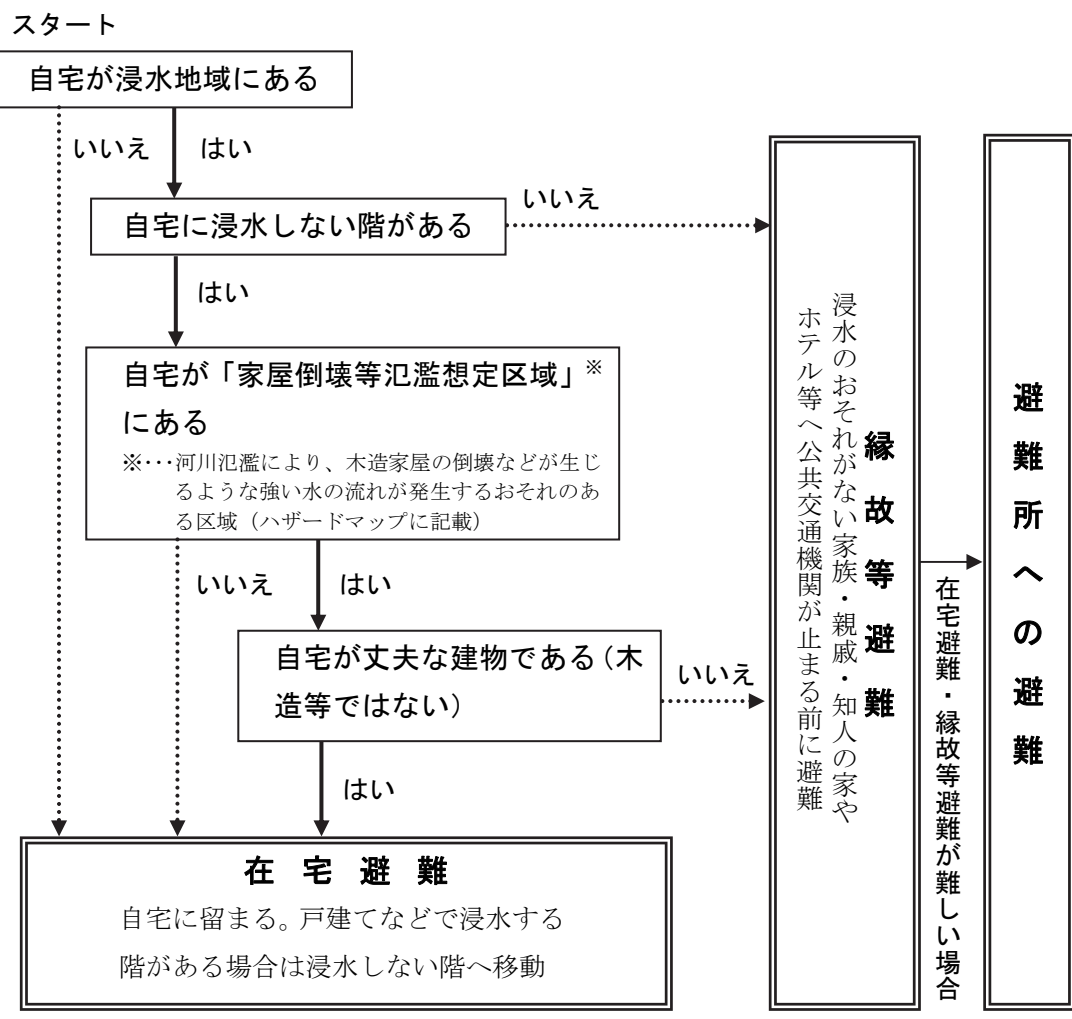
水害に対しては、区民一人ひとりが事前に自宅の浸水リスクを確認（足立区洪水ハザードマップを参照）し、あらかじめ避難方法を検討する。その際は、避難所での感染症防

第4章 住民避難計画 第1節 分散避難対策

止【三密（密閉・密集・密接）を回避】を考慮し、「分散避難」を前提とした検討が必要になる。

区では、「在宅避難」「縁故等避難」「避難所への避難」の順での避難行動とその必要性を広く区民に周知し、区民一人ひとりが適切な「分散避難行動」を取ることができるよう日頃からの準備を促す。

【自宅の浸水リスクを踏まえた避難方法の検討フロー】



第2節 避難所の管理運営対策

第1 避難所運営手順書の整備

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、令和2年度に「水害時 避難所運営手順書－第Ⅰ部 事前学習編－」と「水害時 避難所運営手順書－第Ⅱ部 開設運営編－」を作成した。今後は訓練による検証の結果や水害発生時の課題を踏まえ、手順書の更新・修正を行っていく。

第2 避難所の生活環境の充実

避難所の生活環境の充実を図るため、スフィア基準を参考に、以下のとおり避難所運営の質の向上を目指す。

- 1 妊産婦や乳児の安全の確保を図るための体制づくりに努める。
 - (1) 第一次避難所における妊産婦・乳児用居室の設置に関する事
 - (2) 妊産婦・乳児救護所の設置に関する事
- 2 避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。
 - (1) 運営組織に関する事
組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。
 - (2) 居室・専用スペースに関する事
専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。
 - (3) 物品及び配布に関する事
女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布など、配布方法について考慮する。
 - (4) 相談窓口等に関する事
相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。
 - (5) 防犯等に関する事
巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。
- 3 避難所運営において女性視点等に加えて、セクシャルマイノリティの視点も導入する。
 - (1) 避難者が記入する被災者カードの性別欄の記載を任意にする。
 - (2) 周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい状況に配慮し、ボランティアや相談の専門家などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討する。
 - (3) 誰でもトイレの設置や更衣室等に、ひとりずつ使える時間帯を設けるなどの工夫をする。
- 4 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- 5 避難所運営組織の中に警備防犯担当を設置するなど、避難所の防犯管理対策を促進する。また、民間警備業者等と協定を締結するなど、災害時の避難所等の警備を支援する体制を整備する。
- 6 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促

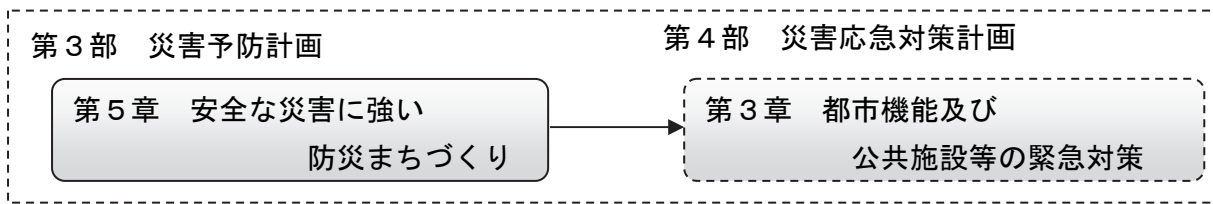
第4章 住民避難計画

第2節 避難所の管理運営対策

進する。

- 7 仮設トイレや災害用特設電話等の設置等に関するマニュアルや手順書等を整備する。
- 8 避難所の運営において、避難所ルールや配置図等の多言語化や、必要最低限の会話を可能にするツール等の整備、語学ボランティアの派遣、都の外国人災害情報センターからの情報提供の利用等、外国人に対する対策の検討を推進する。
- 9 避難所運営会議が地域病院や社会福祉施設等関係機関との協力体制を確立できるよう支援する。
- 10 避難生活が長期にわたる場合などは、ストレスが増大し各種の問題が発生することが考えられるため、生活全般の相談窓口を設置するとともに、特にDVを含む女性相談等の相談窓口等の設置やその周知方法等について配慮する。
- 11 都、東京都獣医師会足立支部等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- 12 同行避難動物受け入れの手引きの作成及び様式については、令和2年作成の災害時避難所運営手順書（第I部事前学習編、第II部開設運営編）に記載する。同行避難のルールについては区HPでも周知している。
- 13 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 14 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 15 都と連携して避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備及び公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行い、避難所機能の向上を図る。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり



第1節 安全に暮らせるまちづくり

第1 高層建築物及び地下街等における安全対策

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（都市建設部）	（1）建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保 （2）施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備 （3）津波等による浸水への対策の検討 （4）エレベーター閉じ込め防止対策等、高層建築物の各課題に対する取り組みの推進
警視庁	（1）高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化
東京消防庁	（1）関係事業所に対する対策の指導

2 詳細な取組内容

《区（都市建設部）》

- （1）高層建築物、地下街等において、浸水や混乱等による被害を防ぐため、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。
- （2）地下街等については、地下鉄、商業ビル等、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。都では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの設置、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進等を進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練等を推進することとしている。
区はさらに津波等により、浸水が生じた場合も視野に入れた対策を検討していく。
- （3）浸水が生じた場合、停電によるエレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。このため、区、都、住民、関係団体等が連携し、エレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食料、簡易トイレ等の備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物内や地域の住民との共助の仕組みづくり等高層建築物の各課題に対する取り組みを進めていく。
- （4）高層建築物及び地下街の建築物について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第1節 安全に暮らせるまちづくり／第2節 建築物の安全対策の促進

(5) 既存の高層建築物及び地下街の建築物に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年または3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。

《警視庁》

(1) 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を図るため、次の対策を講じる。

ア 高層建築物

- (ア) 地下街を含めた浸水対策に関する管理者対策の実施
- (イ) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

イ 地下街

- (ア) 地下街警備要図の作成
- (イ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

《東京消防庁》

(2) 関係事業所に対して次の対策を指導する。

ア 避難対策(混乱防止対策)

- (ア) 避難の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備
- (ウ) 事前指定した避難誘導員の周知や訓練指導者の施設育成
- (エ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (オ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

第2節 建築物の安全対策の促進

第1 建築物の防災対策の促進

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(施設営繕部、都市建設部、学校運営部)	(1) 建造物等の防災対策促進

2 詳細な取組内容

(1) 建造物等の防災対策

ア 各種災害から建造物(社会公共施設及びその他の建造物)を保護し、被害の軽減を図るとともに、その機能を維持するため、関係機関は相互に連携を密にして、その有する機能を十分に発揮し、防災に寄与する。

(ア) 一般建造物

- a 建造物の位置、構造、設備は、建築基準法、関係法令及びこれらに基づく条

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり
第2節 建築物の安全対策の促進／第3節 危険物災害の防止

例並びに消防法関係法令及びこれらに基づく条例に定められた技術上の基準に適合した状態に施行し、かつ維持するよう指導する。

- b 建造物に対して法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備等及び防火避難設備等の設置、維持、管理について、防火・防災の見地から必要な指導を行う。

第2 エレベーター対策

1 対策内容と役割分担

浸水時におけるエレベーター閉じ込め防止及び早期救出体制を確立するとともに、エレベーター復旧を円滑に行う体制を構築するため、以下の対策を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
区（施設営繕部、都市建設部）	（1）区施設におけるエレベーターの停電時自動着床装置の設置
医療機関	（1）医療機関におけるエレベーターの閉じ込め防止対策の実施
都	（1）都立施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 （2）都営住宅に停電時自動着床装置の設置を推進（都市整備局） （3）「挟まれ防止対策」と「閉じ込め防止対策」の必要性の普及啓発（都市整備局）
一般社団法人日本エレベーター協会	（1）民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 （2）エレベーター閉じ込めに対する救出体制の構築

※ 停電時自動着床装置：停電時にエレベーターを最寄り階に着床させるのに必要な電力を供給する装置

2 詳細な取組内容

- （1）区施設におけるエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。
- （2）利用者等が閉じ込められた場合に備えて、区施設のエレベーター内に水・簡易トイレ等の非常用品の配備に努める。

第3節 危険物災害の防止

第1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

1 対策内容と役割分担

- （1）石油等危険物施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁等	（1）事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 （2）石油等危険物施設の安全化

- （2）液化石油ガス消費施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	（1）液化石油ガス消費施設の安全化

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

(3) 火薬類保管施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)火薬類保管施設の安全化

(4) 高压ガス取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)高压ガス保管施設の安全化

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
区（衛生部、教育指導部）	(1)毒物・劇物による危害未然防止
都（福祉保健局、教育庁、生活文化局）	(1)毒物・劇物による危害未然防止

(6) 化学物質関連施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（環境局）	(1)化学物質による被害防止 (2)PCB保管事業者の明確化

(7) 放射線等使用施設の安全化

機 関 名	対 策 内 容
都（福祉保健局）	(1)RI管理測定班を編成し、地域住民の不安除去を推進
都（総務局、福祉保健局、産業労働局）	(1)監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 (2)関係各局がそれぞれのRI対策を推進

2 詳細な取組内容

危険物等施設については、耐震性等安全を確保するとともに、防災訓練の積極的な実施に努めなければならない。

(1) 石油等危険物施設の安全化

《東京消防庁等》

ア 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資器材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進する。

イ 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等にあたって十分な用地を確保させる。

ウ 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

エ 危険物施設については、消防法令に基づき、取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運

搬に関する規制を行い、安全化を図る。

オ 「火災予防査察」による立入検査を行う。

(2) 液化石油ガス消費施設の安全化

《都（環境局）》

ア 所管する液化石油ガス（LPG）販売事業者等に対する立入検査等を行い、保安の確保に努める。また、災害防止を図るため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づき、次の措置を講ずるよう指導する。

(ア) 学校等公共施設及び集合住宅等に対するガス漏れ警報器の設置

(イ) 料理飲食店、一般住宅等を含めた全施設に対する安全装置付末端閉止弁（ヒューズコック）の設置

イ 地震時の容器の転倒防止や配管の破損等の被害を最小限に抑え、LPG漏えい等による二次災害を未然に防止するため、「液化石油ガス供給・消費設備基準」に基づき指導する。

ウ 災害時のLPガス等の供給について、都と一般社団法人東京都LPガス協会との間で協定を締結した。災害時避難所にLPガスを供給する場合、区市町村とLPガス協会支部単位でも、同様に協定締結の検討等を行うよう依頼する。

(3) 火薬類保管施設の安全化

《都（環境局）》

ア 関係機関と毎年定期的に連絡会議を開催し、取締指導方針の統一、情報交換、相互協力を行い、状況の変化を把握して防災に万全を期す。

イ 全都道府県の事故通報を業種、原因別に収録し防災対策の資料とする。

ウ 対象事業所に対する保安検査及び立入検査を行い、法令に定める基準維持またはその後の周囲の状況変化に対応する基準に適合させるよう、指導あるいは措置命令を行う。

(4) 高圧ガス取扱施設の安全化

《都（環境局）》

ア 関係機関との連絡体制の確立を図り、高圧ガスによる事故の未然防止、事故時における適切な相互応援活動ができるよう地域防災組織の育成指導を行う。また、事故の拡大防止や防止措置を体得させ保安意識の高揚を図るため、高圧ガス事業所の従業員を対象に防災訓練を実施する。

イ 災害時の高圧ガス施設からの被害の軽減を図るため、「東京都高圧ガス施設安全基準」により事業所を指導していく。

ウ 災害を未然に防止するため、対象事業所（製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱い及び消費）に対する保安検査、立入検査等を行い、法令に定める技術的基準に適合させるよう指導するとともに、自主保安活動の促進を図る。

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

《都（環境局）》《東京都高圧ガス地域防災協議会及び加盟事業所》《関係機関等》

ア 協力して、年1回基礎訓練、総合訓練等を実施する。

(5) 毒物・劇物取扱施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。

《区（教育指導部）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験用薬品の適正管理の報告について」で区立小中学校の管理状況を把握するとともに、教員対象の理科安全教育研修会を実施し、事故防止に努める。

《都（福祉保健局）》

ア 安全性の確保のため、当該製造所等の危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

《都（教育庁）》

ア 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「学校における理科系実験用薬品類の管理について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努める。

《都（生活文化局）》

ア 私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。

(6) 化学物質関連施設の安全化

《都（環境局）》

ア これまでの災害により被害を受けた事業所や都内事業所の化学物質取扱いの実態調査、災害が発生した場合の化学物質漏えい予測を行い、現行の化学物質の適正管理制度を非常災害時の管理手法として活用する方策を検討する。

また、災害時の事業所の初動体制や関係機関との連携の在り方も検討する。

イ PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB 廃棄物を判別するためのステッカー等による表示を行う。また、現在把握しているPCB 機器の使用、保管状況について、区との情報共有を図っていく。

(7) 放射線等使用施設の安全化

《区（衛生部）》

ア 必要に応じて東京都等と連携し、放射線量の測定結果及びその評価について区民に対して情報提供する。

《都（福祉保健局）》

ア RI 使用医療機関で、被害が発生した場合には、4人を1班とするRI管理測定班を編成し、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止措置を行うなど、地域住民の不安除去に努める。

《都（総務局、福祉保健局、産業労働局）》

ア RIによる、環境汚染に伴う被ばく及び医療、職業上の被ばく等の放射線障害に関する対策を検討するため、総務局は、RI対策会議を設置し、監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議を行う。

イ 必要に応じ国の関係省庁に監視指導体制の強化を要望するとともに、関係各局がそれぞれのRI対策を推進する。

第2 危険物等の輸送の安全化

1 対策内容と役割分担

関係官庁による危険物積載車両の路上取締りを毎年定期的実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し、保安意識の高揚に努める。

機 関 名	対 策 内 容
区（環境部）	(1)法令基準に照らした指導取締りの実施 (2)関係機関との連絡通報体制の確立
都（環境局）	(1)高圧ガスに関する保安講習会等による事故防止対策の普及啓発 (2)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の路上点検の実施 (3)高圧ガス及び液化石油ガス移動車両の事故を想定した訓練の実施
東京消防庁	(1)タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 (2)イエローカードの車両積載の確認及び活用推進
警視庁	(1)危険物等運搬車両の通行路線の検討 (2)危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 (3)関係機関等の連絡通報体制の確立
関東東北産業保安監督部	(1)高圧ガス製造者等の高圧ガス地域防災協議会の設置、自主的な災害予防対策の指導 (2)移動計画書を輸送者に作成させ、内容の確認及び遵守の指導
日本貨物鉄道株式会社	(1)鉄道タンク車の検査体制強化及び私有タンク車の安全性に関する指導の実施 (2)火薬類等の危険品輸送時の災害防止 (3)部外関係機関等における緊急時の協力・応急処理体制の確立 (4)社員に対する事故時の処理方法等の教育指導、訓練実施

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第3節 危険物災害の防止

2 詳細な取組内容

- (1) 毒物・劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するよう指導取締りを行う。要届出毒物・劇物運送業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《東京消防庁》

ア タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施し、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導にあたっては、隣接各県と連携を密にし、安全指導を進める。

イ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

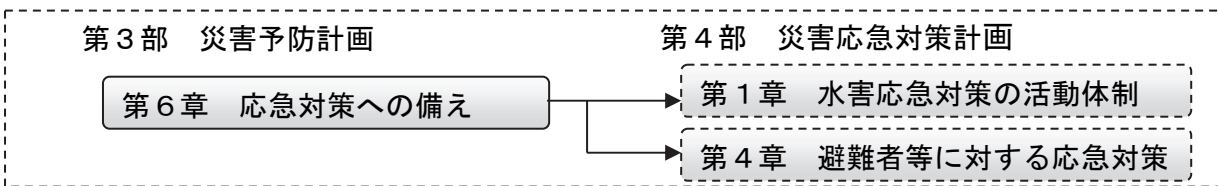
ウ タンカーによる危険物輸送については、受入れ施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種対策の指導を強化する。

エ 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

《警視庁》

ア 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係機関等の連絡通報体制を確立する。

第6章 応急対策への備え



第1節 活動拠点等の整備

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区(関係部、危機管理部、施設営繕部)	(1)非常電源等の整備 (2)浸水にも対応できる施設計画や配置 (3)実態に即した職員用の備蓄品等 (4)オープンスペース等活動拠点の確保 (5)ヘリコプター活動拠点の確保 (6)大規模救出救助活動拠点等の確保 (7)ヘリサインの整備
都(各局)	(1)オープンスペースの確保 (2)大規模救出救助活動拠点等の確保 (3)ヘリコプター活動拠点の確保 (4)発災時における応急活動拠点の整備

第2 詳細な取組内容

1 応急活動拠点の整備

- (1) 区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、ライフライン機能が途絶した中でも機能維持できるよう、非常用電源等を順次整備するとともに、浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。
- (2) 「公共施設等整備基準」や「公共建築物整備基準」を改正し、浸水を考慮した規定を追加することで、防災備蓄倉庫や電気設備、避難スペース等の確保に努める。
- (3) 職員用の備蓄品等については、実態に即した整備を行う。
- (4) 活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は次のとおりであるが、今後、本庁舎の改修に向けた基本計画の中で本庁舎の災害対策機能について検討する。

【区本庁舎の規模・施設等】

項 目	南 館	中央館	地 下	北 館
構 造	鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
	地下3階、地上14階、塔屋2階			地下2階、地上4階、塔屋1階
面積	敷 地	22,070 m ²		
	延べ床	75,213 m ²		

第6章 応急対策への備え
第1節 活動拠点等の整備

【平常時の設備】

項目		本庁舎	
		中央館・南館	北館
電気設備	受電方式	特別高圧 22KV (本線・予備線)	
	変圧器容量	5,000KVA × 2台	
	発電機	自家発電設備 (常用発電機 (コージェネ) 300KW 1基)	
給排水設備	上水設備	受水槽 40 m ³ 1基	受水槽 26 m ³ 1基
		高置水槽 6 m ³ 1基	高置水槽 5 m ³ 1基
		防火用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基
	中水設備 (雑排水・雨水等利用設備)	中水貯留槽 (躯体利用) 95 m ³ 1基	
		中水高置水槽 6 m ³ 1基	雑用水高置水槽 8 m ³ 1基
		雨水貯留槽 (躯体利用) 500 m ³ 1基	
	給湯設備	中央式 ガスエンジン排熱利用 (流し、手洗い用)	局所式 電気貯湯式湯沸器
		貯湯槽 (2.5 m ³ 、1.5 m ³ 、1.0 m ³) 3基	
		局所式 電気貯湯式湯沸器 (飲料用)	

【非常時の設備】

項目		南・中央館	北館	備考
電気設備	非常用発電機	2,000KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 50,000リットル	500KVA 1基 設置場所 地下1階 燃料タンク 特A重油 12,000リットル	非常電源 72時間対応
	無停電電源設備	コンピュータ用電源 (200KVA × 2台並列待機冗長運転)	—	—
給排水設備	防災用水槽	防火飲料用水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は冷却塔及び中水設備の補給水に利用)	雑用水受水槽 (躯体利用) 150 m ³ 1基 (通常時は雑用水及び冷却塔の補給水に利用)	飲用には非常災害用浄水装置の利用が必要
	防火水槽 (参考)	80 m ³ × 2 (庁舎敷地内) 100 m ³ (隣接中央公園内)	(参考)	(参考)
防災設備 その他	自動火災報知設備、防排煙設備、避雷針、スプリンクラー消火、屋内消火栓、泡消火、ハロゲン化物消火、連結送水管、ダクト消火、消防用水			

2 オープンスペース等活動拠点の確保

- (1) 災害時に、救出・救助、医療搬送、ボランティア参集、ライフライン復旧等の応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことで、人命の保護と被害の軽減を図るとともに、災害後の区民生活の再建と都市復興を円滑に進めることができる。そのため、事前にこれら活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを足立区災害対策条例で定めている。
- (2) 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法等を確立する。
- (3) 災害時の応急対策活動が円滑に行えるよう、活動拠点やアクセス機能の整備について、施設管理者が都及び区の協力のもとに取り組むとともに、都と施設管理者は、発災時の使用に係わるマニュアル等を作成する。

3 ヘリコプター活動拠点の確保

- (1) 区は、迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。
- (3) 上記以外の用途のヘリコプター離着陸場としての候補地をあらかじめ選定し、災害時には、この候補地の中から必要に応じて使用するための措置を国や都及び関係機関と連携して行う。

(資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.65)

4 大規模救出救助活動拠点等の確保

- (1) 区は、自衛隊、警察災害派遣隊(広域緊急援助隊)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や都及び関係機関と協議のうえ、あらかじめ確保する。
- (2) 都が指定している足立区内の大規模救出救助拠点は舎人公園及び足立清掃工場である。なお、発災時には活動拠点となるオープンスペースが更に必要であり、引き続き拠点を確保する。

5 ヘリサインの設置

- (1) 災害時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助活動部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所等、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するうえで、重要な役割を果たす。
- (2) 区は、所有する建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取り組みを進める。
- (3) ヘリサインの設置にあたっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ事項」を基準にする。

(資料編震災編 第22「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」P.66)

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

第2節 情報連絡体制整備計画

第1 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備

1 対策内容と役割分担

区各部、出先機関等の区施設、防災関係機関、都等との情報連絡体制を構築する。
また、住民、被災者、避難者等への情報伝達手段を確保する。

機 関 名	対 策 内 容
区（各部、危機管理 部（防災センタ ー））	(1) 都本部との情報連絡体制を構築 (2) 固定の同報系（一斉通信）や移動系の防災行政無線の整備（同報系については、屋外子局の増設及びデジタル式への更新） (3) 生活関連機関（電気・ガス・交通運輸等）との情報連絡体制の整備 (4) 教育関連機関（学校、教育委員会等）、関係者間（生徒、教職員、保護者等）の情報連絡体制の整備 (5) 情報伝達手段の多様化 (6) 災害対策本部機能を支援する情報システム等の整備 (7) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（※1）の活用 (8) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（※2）の活用 (9) 災害用デジタルサイネージ（※3）の活用 (10) 足立区地域防災無線の通信訓練の定期実施 (11) 避難所との情報連絡体制を構築 (12) 無人航空機（ドローン）運用体制の整備 (13) 災害定点カメラ（高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ）の活用
都（総務局）	(1) 東京都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線等の通信連絡手段により、関係防災機関と情報連絡体制を構築 (2) 国の現地対策本部、総務省消防庁、自衛隊、他府県等との情報連絡体制を構築 (3) 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）（※1）の活用 (4) 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（※2）の活用
警視庁	(1) 各方面本部、管下警察署及び関係防災機関との情報連絡体制の構築
東京消防庁	(1) 震災消防対策システムの運用
自衛隊	(1) 東京都と東部方面総監部との間の通信基盤の整備促進

※1 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）

気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線等を自動起動させるシステム。

消防庁からは、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体においては、情報番号に対応する予め録音された放送内容を自動的に放送する。

※2 緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）

総合行政ネットワーク（L G W A N）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能。なお、従来どおりFAXによる情報伝達も並行して行う。

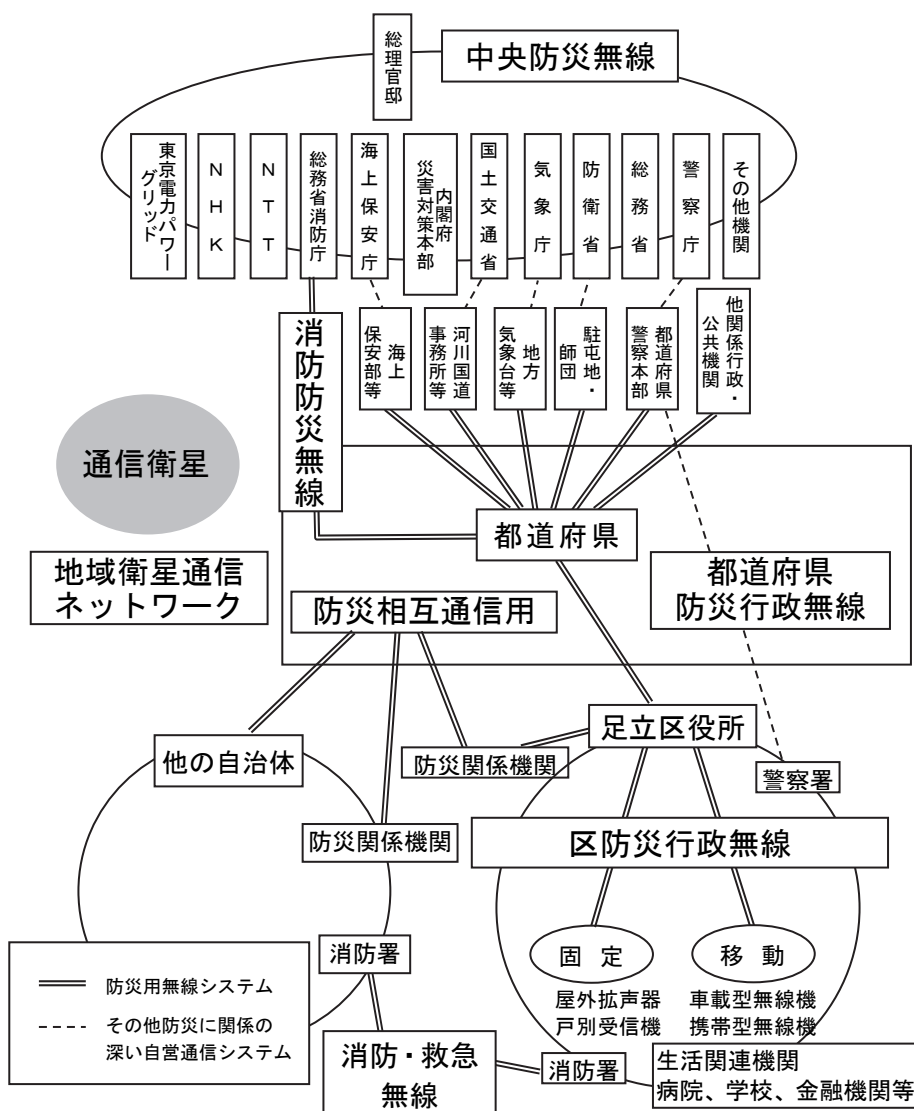
※3 災害用デジタルサイネージ

災害時に一時滞在施設や、交通機関の状況等を帰宅困難者に提供することを目的としたモニター。平常時は、区の情報だけでなく、警察署や消防署、地域の情報等を毎日提供している。

災害時には、区庁舎内の情報収集指令室からネットワークを通じて即時に情報の提供や更新を行い、的確かつ迅速に避難誘導を行う。

2 詳細な取組内容

【無線体系イメージ】



第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

《区（各部、危機管理部（防災センター））》

(1) 防災機関相互の情報・通信連絡体制

ア 足立区地域防災無線（足立区防災行政無線移動系無線システム（260MHz帯）、及びMCA無線システム）またはその他の手段により、区内にある関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信手段を確保する。

（資料編震災編 第31「地域防災無線系統図及び情報連絡」P.90、第32「東京都災害対策本部を中心とした通信連絡の系統図」P.91）

イ 電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、足立区地域防災無線等通信手段の維持管理に努める。

ウ 通信手段の確保については、有線電話や足立区地域防災無線のアクセスが集中することで、通信が繋がりにづらくなることを想定し、インターネットメール、ソーシャルメディア等の情報伝達ルートの多重化に努める。

エ 区及び各施設管理者、各関係機関等は、各種情報・通信連絡手段（足立区地域防災無線等）について、訓練等を通じて操作の習熟を深めるとともに、手段ごとの特徴を把握し、災害のどのような場面で活用すれば有効か検討、実施する。

オ 避難所等を情報連絡の拠点に位置付け、体制の整備に努める。

（ア）避難所では、各種情報（物資、健康、衛生、要配慮者、周辺被害等）を集約し、必要に応じ、電話、FAX、移動系無線等を用いて、区本部に伝達する体制を整備する。

また、令和4年度導入予定の災害情報システムでは、クラウドサービスの活用により、リアルタイムでの情報収集・共有が可能となるシステムを構築していく。

（イ）区民事務所等の公共施設についても、地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

カ 応急対策をより効果的に実施するため、また近年の自然災害の多様化等にも対応するために、技術の進歩や図上訓練等の検証結果を踏まえながら無線等通信機器や防災センター及び災害情報システム機器について、随時見直しを行う。

(2) 既存の災害用情報連絡、伝達機器

ア 移動系無線システム（260MHz帯）

（ア）災害時における、防災関係機関等との連絡手段として配備しており、1対1の通話が基本だが、一斉通信による的確な意思伝達とともに、無線FAXによる紙媒体での連絡も可能。また、庁舎内線電話との通話も可能であり、移動中の職員用としても活用する。

（イ）同無線は、運用局を区施設以外にも駅事務室、病院、協定機関、大学、警視庁、東京消防庁、さらに小中学校等に整備され、有線電話途絶時の最も基幹的な連絡手段となる。

（ウ）電気・ガス事業者や交通運輸機関等の生活関連機関との間の情報連絡のため、同無線の整備を行っている。

（エ）災害時において、同無線通信の円滑な遂行を図るため、次のとおり通信手続、無線機の操作等に関する訓練を実施する。

- a 実施機関及び場所については、毎月、定期点検を兼ねて、各機関と基地局相互間とする。
- b 参加機関は、特別な場合を除き、全ての設置施設を対象とする。
- c 実施要領は、足立区防災行政無線局管理運用要領に定めるほか、関係機関と協議して定める。

イ M C A無線システム（800MHz帯）

- (ア) 災害時において、緊急災害対策本部、区民事務所内、防災関係機関内等での情報連絡手段として活用する。使用はトランシーバータイプによる意思伝達だが、防災センターに配備された1台のみ一斉放送が可能。

ウ 衛星電話

- (ア) 地上回線に加えて衛星回線を確保する等、通信系統の2重、3重化により、災害時においても確実な通信を確保する必要がある。区では、3機の衛星携帯電話を確保している。

エ 東京都の情報通信機器

- (ア) 区には、都多重無線網による無線電話、無線FAXのほか、都多重無線網を利用した東京都災害情報システム(DIS)のコンピュータ端末が設置され、気象情報を中心としたデータが24時間監視可能なシステムになっている。有事の際には、東京都災害情報システムによって被害情報を都に報告するばかりでなく、区内外の防災機関との重要な通信手段となる。

オ 他機関とのテレビ会議用装置

- 「東京都防災行政無線会議端末装置」、「国土交通省画像回覧装置」が設置されており、河川や橋等の監視カメラ映像の閲覧、災害時におけるテレビ会議に活用する。

カ 同報系（固定系）無線システム

- 平常時は、夕焼け放送などを行っている。有事の際、区防災センターから区内全域に設置された屋外子局(202箇所)使って、一斉または局地的に放送を流し、住民の避難誘導等を行う。

(3) 既存の災害対策本部機能を支援する情報システム機器

ア 足立区災害情報システム

- 災害情報の入力、集計及び防災設備のデータ整理、蓄積、検索等を行うもの

イ 水位・雨量・気象観測システム

- 区内6箇所の水位観測および区内5箇所の雨量観測、本庁舎付近の風向風速等の観測を行うもの（資料編風水害編 資料21「雨量・水位通報」P.356参照）

ウ 地震防災システム

- 区役所本庁舎内2箇所に震度計を設置

エ 各種カメラシステム

- 高所カメラ、河川監視カメラ、北千住駅前カメラ、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）

オ 無人航空機（ドローン）

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

都市建設部は、機動的な情報収集活動を行うため、無人航空機（ドローン）の運用体制を整備している。

《区（各部）》

- (1) 足立区地域防災無線や各部保有の通信連絡手段により、所管施設や関係機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 各所で、応急対策等に関わる防災関係機関との足立区地域防災無線を使用した連絡訓練等を行う。
- (3) 災害時に必要となる情報（所管施設の利用者の安否情報、施設被害情報等）を事前に検討し、マニュアルへ反映する等、情報収集体制を構築する。

《警視庁》

- (1) 警察無線、警察電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下警察署及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

《東京消防庁》

- (1) 消防救急無線、消防電話及び防災行政無線等により、各方面本部、管下消防署、消防団及び関係防災機関と情報連絡体制を構築する。
- (2) 救急告示医療機関等への病院端末装置の拡充整備を推進する。
- (3) 高所カメラの整備、緊急情報伝達システム、他機関保有映像の活用等により情報収集伝達体制を強化する。

《陸上自衛隊》

- (1) 東京都と東部方面隊（東部方面総監部・第1師団司令部）との間に情報連絡態勢を構築する。
- (2) 東京都庁への自衛隊基地電話の延長、陸自へり映伝映像及び会議映像の配信等

《その他共通事項等》

- (1) 都本部、都各局、区及び防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。
- (2) 区及び防災機関は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置する。
- (3) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。
- (4) 防災対策に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線を利用する。

※ 防災相互通信無線：関係防災機関の間で、被害情報等を迅速に交換し、防災活動を円滑に進めることを目的としたもので、国、地方公共団体、電力会社、鉄道会社等で導入されており、同無線を利用するには、専用の無線設備を整備するか、自営の無線設備で決められた周波数帯の防災相互波で通信できるように組み込む必要がある。

- (5) 各防災機関は、それぞれの通常の通信系が被災により使用不能となることを想定し、

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

他団体・他機関の自営通信システムを利用する方法をあらかじめ計画しておく。他団体・他機関の自営通信システムの利用計画策定に際しては、「関東地方非常通信協議会」を通じて事前の調整を行う。

- (6) アマチュア無線を活用する場合は、一般社団法人日本アマチュア無線連盟を経由して情報収集を行う。

第2 住民等への情報提供体制の整備

1 対策内容と役割分担

足立区HPの災害時の機能強化や災害情報提供手段の多様化により、区民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、政策経営部、危機管理部）	(1) 地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備 (2) 住民への情報伝達手段の多様化 (3) 新聞社及び放送機関との連携体制を整備 (4) 障がいの種別に応じた情報弱者への広報
都（政策企画局）	(1) 放送要請・報道要請等に関する協定の締結等新聞社及び放送機関との連携体制を整備
都（総務局）	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 (2) 東京都防災Twitter等新たな情報提供ツールの活用 (3) ライフラインの被害及び復旧状況を把握するため、ライフライン対策連絡協議会を設置
都（生活文化局）	(1) 在住外国人等への情報の提供 (2) 東京都防災Twitterをはじめとする防災関連情報を、都庁広報Twitterにより幅広く発信
都（都市整備局）	(1) 避難誘導等の移動支援及び災害等の情報提供手段としてユビキタス技術の活用を検討
都（建設局、水道局、下水道局）	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるよう、必要な情報収集発信体制を確立
警視庁 東京消防庁	(1) HP、SNS等を活用した情報提供
東京電力パワーグリッド株式会社 東京ガス株式会社 NTT東日本	(1) 災害発生時に的確な対応が図れるよう、ライフラインや通信網の情報収集発信体制を確立

2 詳細な取組内容

《区（関係部、政策経営部、危機管理部）》

- (1) 避難所を情報連絡の拠点と考え、体制を検討する。下図がそのイメージである。

ア 避難所は、自主防災組織や区民の情報を集約し、避難所派遣職員が所属する部を経由して災害対策本部に伝達する。また、伝達手段の1つである無線機の取り扱いについて、

第6章 応急対策への備え
第2節 情報連絡体制整備計画

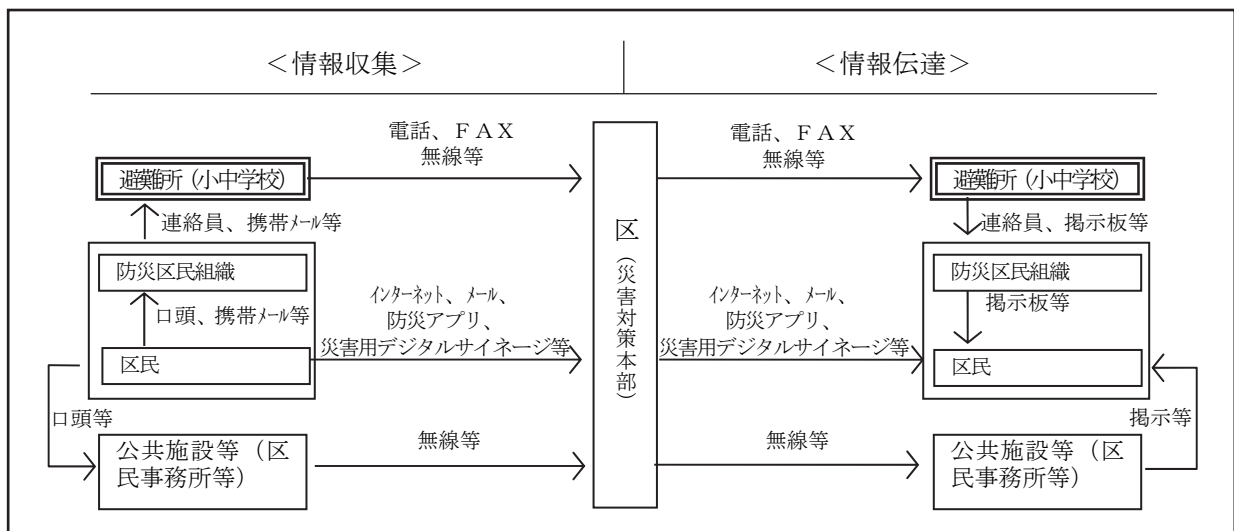
避難所派遣職員の習熟を図る。

イ 区民事務所等の公共施設も地域の情報拠点として位置づけ、区民から得られた情報を集約し本部に伝達する。

ウ 区は、上記体制を強化するため、情報連絡手段の確保に努める。

- (2) 区民へ情報の入手方法等を周知する。
- (3) 避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。
- (4) 要配慮者のうち聴覚、視覚障がい等のコミュニケーション障がいを持つ者及び日本語を解さない外国人等の情報弱者への広報方法について、それぞれに応じた伝達手段及び方法を整備、推進する。

【地域と連携した情報連絡体制のイメージ】



【災害情報に係わる広報媒体及び活用方法】

媒体名	活用方法
足立区HP	HPに掲載
A-メール	登録者に対し、電子メールによる一斉配信
SNS (Twitter, LINE 等)	SNSに配信、投稿
あだち安心電話 (水害時用)	システムにより、登録電話番号宛に一斉配信
あだち安心FAX (水害時用)	聴覚障がいまたは耳の聞こえにくい区民等に対し、システムにより、登録電話番号宛に一斉配信
災害用デジタルサイネージ	公共施設、駅前等のパネルに遠隔操作による文字テロップ等放送
広報車	広報車1台(緊急指定車両)が巡回して要所に放送
災害時臨時FM放送局	区役所を放送局として、区内全域に放送

媒体名	活用方法
防災行政無線同報系放送	区内配置の無線局スピーカー（放送箇所 202 箇所）からの放送
防災無線テレホン案内	区民が電話で録音音声を確認
コールセンター	区民からの電話に対し、受託事業者、職員による電話対応
あだち広報	区内全世帯に対し配付
チラシ	町会自治会に配付（回覧） ※20,000～50,000 部
ポスター	巡回して要所に掲示 ※200～500 枚
日刊新聞	新聞 6 社（朝日・産経・東京・毎日・読売・日経）に対し、発表
区内紙等	上記 6 紙に加え都政新報に対し、発表
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオ各局に対し発表
	緊急を要する突発事項については、テレビ 7 局、ラジオ 4 局に対し、都広報室報道課より連絡
株式会社ジェイコム 東京足立局	区内全域CATV加入世帯に対し、文字データ放送を活用した行政情報の表示
緊急速報エリアメール	NTTドコモ、au、ソフトバンク携帯電話利用者に対し、電子メールによる一斉配信

《都総務局》《東京消防庁》

- (1) 火災の進展予測、要避難地域、安全避難方向等の情報を迅速・確実に住民へ周知するため、関係機関と連携して情報共有の体制を整える。

《各ライフライン事業者及びラジオ放送事業者》

- (1) 都とライフライン事業者間及びライフライン事業者相互間において、平常時の連絡を密にし、災害発生時に的確な対応が図れるよう情報連絡体制を確立するとともに、施設の防災力の向上を図ることを目的に、「東京都ライフライン対策連絡協議会」を設置している。
- (2) ライフライン 5 社（NTT東日本、NTTドコモ、東京電力パワーグリッド株式会社上野支社、東京ガス株式会社東部支店、都（水道局））は、在京ラジオ 7 社（日本放送協会、TBS ラジオ&コミュニケーションズ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、東京FM、J-WAVE）と構築している恒久的ネットワークにより、在京ラジオ 7 社と必要に応じて、被害状況、復旧状況等の情報を共有する。

第6章 応急対策への備え

第2節 情報連絡体制整備計画／第3節 応急対策用資器材整備

第3 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知

1 対策内容と役割分担

住民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、事前にその方法を周知する。また、災害情報等の入手方法も確認できる体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	（1）区民相互間の安否確認手段の周知
都（総務局）	（1）区相互間の安否確認手段の確保・周知 （2）その他通信手段の多様化や通信基盤の強化を推進
通信事業者	（1）安否確認手段の確保及び周知
鉄道事業者	（1）駅における情報提供体制の整備

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

- （1）区民が日頃から、安否確認等発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- （2）通信事業者や都の行う住民相互間の安否確認手段等について、区民に周知する。

《通信事業者》

- （1）安否確認手段の確保、区民向け通信基盤の充実化を推進する。
- （2）広く区民等に安否確認手段や災害時の情報入手手段の多様化を周知する。
- （3）早期復旧に向けた取組内容について周知する。

《鉄道事業者》

- （1）駅での情報提供等発災時における利用者への情報提供体制を整備する。

第3節 応急対策用資器材整備

風水害発生時に救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。災害時においては、応急対策用資器材の入手が困難になることが予想されることから、区及び関係防災機関は、平素から災害用資器材の備蓄を行う。被害が大きく、備蓄した資器材に不足が生じた場合等に備え、あらかじめ受援計画を策定し、計画に基づき応急対策活動に必要な要員も含めて、他地区からの応援を速やかに要請する等、迅速かつ適切な措置がとれるよう努める。

第1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部、都市建設部）	（1）災害時に必要な装備・資器材の整備及び充実強化 （2）防災関係機関との救助・救急体制を整備
警視庁	（1）災害時に必要な装備・資器材の整備及び充実強化 （2）緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東京消防庁	（1）災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、救助・救急体制を整備

機 関 名	対 策 内 容
	(2)関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立
自衛隊	(1)関係防災機関等と連携した活動体制の確立
関東地方整備局	(1)関東ブロックを管轄する防災関係機関が連携した「関東防災連絡会」による、情報共有・連絡体制の構築

第2 詳細な取組内容

《区（危機管理部、都市建設部）》

- 1 区（救出部、緊急災害対策本部）の使用する救出用資器材等、区の救出救助に必要な資器材等の充実強化を図る。（資料編震災編 第17「救出用資器材」P.61）
 - 2 避難場所等における応急対策用の資器材を区内7箇所の災害備蓄倉庫（資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170）に、避難所運営に必要な物品を区内128箇所の小中学校及び高校・大学等に備蓄している。
 - 3 救助用資器材を91箇所の消防団資器材庫、156箇所の防災区民組織（町会・自治会等）、17箇所の区民事務所及び106箇所の小中学校に整備している。
 - 4 倒壊建物等からの救助救出活動は1分1秒を争うものであり、さらに広範囲に、きめ細かく資器材を配備する。しかし、機材があってもそれを使える要員が必要なことから、当面は応急活動可能な組織を対象に、計画的に配備する。
 - 5 区（救出部）の活動について、防災関係機関との事前調整や訓練等を行い、災害時に有効な活動が行えるよう連携体制を構築する。
- ※ 救出部の構成は、警視庁、東京消防庁、自衛隊、区（都市建設部）とする。

《警視庁》

- 1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。
- 2 発災時に迅速な救出救助活動が実施できるよう、警視庁に平素から、機動隊等のレスキュー隊経験者を中心とした救出救助部隊を編成し、各種訓練を反復、継続して実施することにより、署員の災害対処能力の向上に努める。
- 3 大規模災害等発災時における集団警備力としての機動隊の更なる災害対応力の向上を図るため、被災者の救出救助等に関する実践的・効果的訓練を行うとともに、各種震災対策用資器材の整備を図る。
- 4 警視庁特殊救助隊の対処能力の向上、航空隊と連携した救出救助活動の強化等を図る。
- 5 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施するとともに、交通規制用資器材の整備を図る。

《東京消防庁》

- 1 東京消防庁（足立区内）は、第六消防方面本部及び千住・足立・西新井消防署に、ポンプ車、化学車、はしご車、救助車、救急車等を配備し、災害に備えている（資料編震災編 第18「消防力一覧」P.62）。
- 2 不整地走行能力の高い車両を活用するとともに、道路啓開のため、警視庁等との連携体制を確保する。
- 3 大規模災害時に同時多発する救急事象に対応するため、整備計画に基づいて救急隊の

第6章 応急対策への備え

第3節 応急対策用資器材整備／第4節 応急対策用物資備蓄

増強整備を図り、非常用救急車の運用を含め大規模災害時の傷病者搬送体制を強化する。

- 4 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 5 高度救急資器材や消防隊用応急救護資器材を活用し、救急現場での救命効果向上を図る。
- 6 傷病者の速やかな搬送及び区民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 7 東京民間救急コールセンター登録事業者協議会、タクシー事業者(サポートCab)等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 8 応援航空機の受入れ体制及び衛星通信等を利用した情報体制の整備、活動計画等の策定、協定等に基づく消防機関相互の定期的な訓練の実施により、応援航空機との連携体制を強化する。

《自衛隊》

- 1 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 2 東京都、関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

第4節 応急対策用物資備蓄

第1 対策の方針

発災から72時間は消火活動と迅速な救助救出活動に注力するため、これに必要な車両、要員、資器材、医薬品等以外の応援物資の区内への流入を制限する。

第2 食料及び生活必需品等の確保

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（関係部、危機管理部）	(1)想定される最大の避難者数をもとに被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活用水、生活必需品等の備蓄及び整備 (2)備蓄物品（都の事前寄託分を含む）の適正な管理 (3)地域ごとの備蓄数量等、適正な配置の検討 (4)要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズへの留意 (5)民間事業者との協定等による流通在庫の確保 (6)家庭や地域等における備蓄促進のための広報の実施
都（総務局）	(1)区民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。
都（福祉保健局）	(1)広域的な見地から区備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都（都市整備局）	(1)区民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都（生活文化局、産業労働局、中央卸売市場）	(1)要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

2 詳細な取組内容

《区（関係部、危機管理部）》

(1) 備蓄品・資器材の管理等

- ア 区は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の物資の確保に努める。
- イ 区の備蓄場所・備蓄物資・備蓄量の現状を把握し、人口・面積・避難所分布等と関連づけて備蓄の計画を進める（資料編震災編 第52「足立区応急対策用物資備蓄場所一覧」P.170）。
- ウ 必要備蓄量の算出にあたっては、都の被害想定における当該区の最大避難者数を基準とする。更に、帰宅困難者に対する備蓄も検討する。
- エ 備蓄品目については以下のとおりである。
 - (ア) 災害時医療体制が確立するまでの間、り災の応急手当に必要な医薬品。
 - (イ) 被災者の生命を保持するために必要不可欠な「飲む」「食べる」「寝る」「排泄する」の四大条件を満たす最低限度の物資。
 - (ウ) 要配慮者が緊急に必要とする物資。
- オ 区の備蓄品目から除外するものは以下のとおりである。
 - (ア) 備蓄困難なもの
 - (イ) 緊急を要せず、調達で賄えるもの
 - (ウ) 家庭での備蓄が容易なもの
 - (エ) 特殊なもの
 - (オ) 都との役割分担で都が備蓄すべきもの
- カ 現在の備蓄状況は、資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」（P.174）のとおりである。
- キ 被害想定における避難者数や、現状避難所の位置等に基づき、職員・物資担当職員、保管場所の配置、輸送経路の設定の検討に努める。
- ク 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供等様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- ケ 物資の確保にあたっては、被災時期を考慮し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等被災地の実情を考慮する。
- コ 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- サ 調製粉乳の備蓄について、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄し、都は4日分を備蓄する。
- シ 備蓄品目によっては区内業者等との連携を密にし、調達協定をもって備蓄にかえ、必要に応じ提供できる体制を確立する。
- ス 備蓄物品については、適切に更新する。なお、品質保証期間のある備蓄物品は以下のとおりであり、期限切れ前に新しく購入する（資料編震災編 第53「備蓄物品一覧」P.174）。
 - (ア) アルファー化米 …………… 4年ごとに買い替え
 - (イ) クラッカー …………… 4年ごとに買い替え

第6章 応急対策への備え
第4節 応急対策用物資備蓄

- (ウ) 飲料水 ……………11年ごとに買い替え
- (エ) 医薬品 ……………期限切れごとに買い替え
- (オ) 乾電池 ……………10年ごとに買い替え
- (カ) 乳幼児用粉ミルク ……………1年ごとに買い替え

セ 備蓄資器材は、災害時における応急対策活動に十分活用できるよう、常に使用可能な状態で保管しなければならないため、次のものについては平常時から定期的に資器材の整備点検を行う。

- (ア) 発電機
- (イ) 調理レンジ
- (ウ) ダムウェーター（小荷物昇降機）
- (エ) ろ水機
- (オ) 備蓄倉庫シャッター
- (カ) ローボート用船外機
- (キ) 投光器
- (ク) 地下埋設式トイレ

(2) 家庭や地域等での備蓄促進

ア 行政の備蓄は必要最低限のものであり、区民一人ひとりの備えが大前提である。区が備蓄の対象としていないもので、自宅における被災生活に必要な備蓄については、あつ旋物品の紹介等、各家庭での備蓄の推進を図る。

イ そのほかにも区民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、訓練や広報、HP等を通じて、区民に対する普及啓発を行う。

第3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

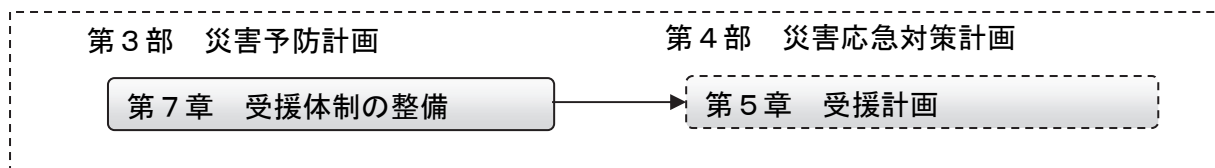
災害時において、備蓄倉庫を活用し迅速な輸送を進めるための整備を進める。

- 1 各避難所の備蓄倉庫が水害時に浸水する想定のあるものについては、極力上階に移設または分散備蓄すべく、関係する避難所運営会議及び学校等と調整を進める。
- 2 関係機関や民間事業者等との連携強化、空路の活用等を実施し輸送体制の強化に努める。

第4 足立区水防資器材備蓄計画

災害発生に際し、即時水防活動体制に入れるよう、平素から水防用資器材の整備充実を図る。（資料編風水害編 資料12「水防倉庫及び備蓄資器材一覧」P.300）

第7章 受援体制の整備



第1節 計画の方針

区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。

九州で記録的な大雨となり、球磨川など大河川での氾濫が相次いだ令和2年7月豪雨による水害等、近年頻発化している大水害発生時には、全国からボランティアが被災地の支援に集まってくる。ボランティアの活動は、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面に及んでいる。

一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、熊本地震等の震災時においても同様の問題が起きている。

このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめ、その中で、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。

足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。

第1 基本的な考え方

区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。

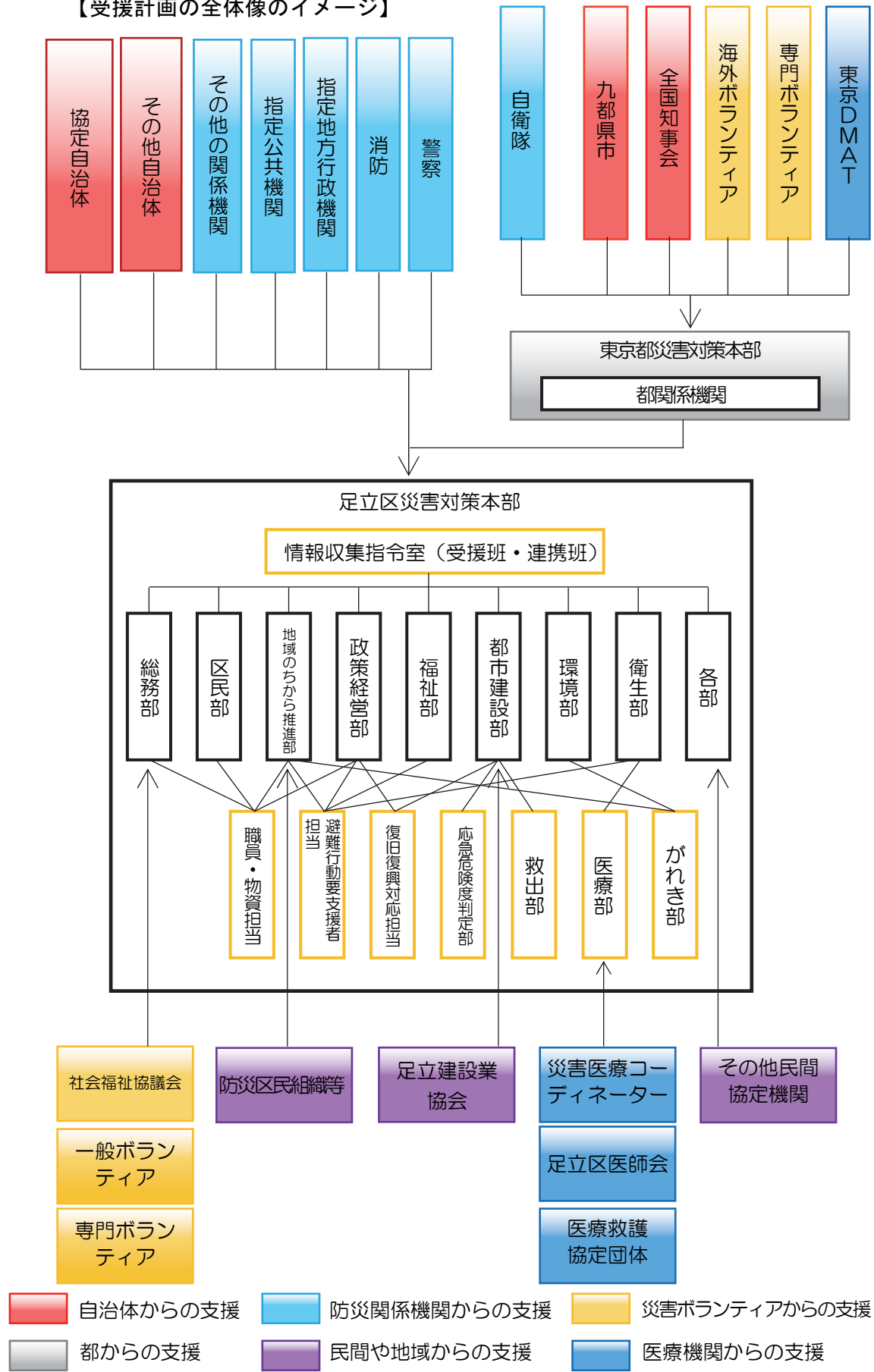
効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れの手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。

なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。

- 1 受援業務の専任担当
- 2 各部での受援ニーズに関する状況把握・取りまとめ
- 3 受援に関する連絡・要請の手順
- 4 対策本部との役割分担・連絡調整体制
- 5 応援機関の活動拠点
- 6 応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等
- 7 受援体制の充実

第7章 受援体制の整備
第1節 計画の方針

【受援計画の全体像のイメージ】



第2節 受援体制の整備

第1 連絡・要請体制の整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部[情報収集指令室]）	(1) 情報収集指令室を拠点とした情報連絡体制の整備 (2) 関係機関との連絡体制の整備
区（各部）	(1) 区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡体制を整備

第2 受入・連絡調整のための体制整備

1 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
区（危機管理部 [情報収集指令室]、各部）	(1) 応援隊のための待機場所等の整備 (2) 必要資器材等の準備 (3) 受援シートの作成

2 詳細な取組内容

〈区（危機管理部【情報収集指令室】、各部）〉

(1) 応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、情報収集指令室（受援班）及び必要に応じて設置される受援対策本部と協力して確保に努める。

（受援対策本部については、第4部第5章「受援計画」を参照）

(2) 応援隊のための必要資器材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資器材等については、応援隊に対し持参を要請する。

(3) 各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資器材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。

(4) 各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。

(5) 各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

区は、自らの地域で災害が発生した場合、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。

第1 計画の方針

区は、自らの地域で災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、他自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築する。

第7章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援

第2 受援体制の整備（総務部、危機管理部、防災関係機関）

1 受入体制の整備

区は、応援協定自治体と定期的に協議を行うなどして、災害時の応援に支障のないよう努めるとともに、協定締結自治体の拡大を進める。

また、応援協定自治体からの応援がより円滑に行われるよう、次の事項について、事前に調整し、受援の体制を構築する。

- (1) 派遣職員に必要な備品の準備（携帯電話・パソコン・地図等）
- (2) 派遣職員に依頼する業務の選定
- (3) 指揮命令系統の明確化
- (4) 効率的な作業のための機材等の選定
- (5) 関係機関との日常的な協力・連携

2 防災関係機関の事前準備

区（各部）は、協定締結先民間団体等との災害時の連携が円滑に行われるよう、関係する団体等との事前の協議や訓練等を行う。

第3 受援活動（災害対策本部）

1 初動

- (1) 相互応援協定を締結している自治体との情報連絡体制を確立する。
- (2) 災害対策本部で収集した被災状況に応じて必要な支援を検討する。

2 応援要請

- (1) 災害対策本部長は、区が相互応援協定を締結している他自治体に対して応援を要請する場合は、必要な支援を明確にしたうえで、協定に基づき行う。

3 23区協議会への要請

- (1) 足立区内に災害が発生したが、被災を免れた区または被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区（支援区）に応援を要請する。

4 受入体制の整備

- (1) 応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。
- (2) 受入体制の整備として挙げられるものは以下のとおり。
 - ア 各部長及び各機関の長は、応援者の活動計画、活動拠点を定める。
 - イ 災害対策本部長は、応援者の宿泊地を決定する。
 - ウ 各部長は、応援者のために地理案内に必要な要員を派遣する。要員が不足する場合は、ボランティアの協力を得る。
 - エ 各部は、派遣職員が短期間で入れ替わることも想定し、業務の継続性を確保するための、引継の方法や業務の体制に留意する。

第7章 受援体制の整備

第3節 相互応援協定締結自治体からの受援／第4節 受援体制の充実に向けた取組

5 経費の負担

他の区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令第18条)。

第4節 受援体制の充実に向けた取組

区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。

第1 受入体制の準備(各部)

1 受援対象業務シートの作成

- (1) 区(各部)は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。
- (2) 受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。
- (3) 受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。

受援対象業務シート			
部 課			
受援対象業務名			
■ 応援要請に関する情報			
受援対象業務の内容			
要請する業務内容			
要請先	求める職種・資格	協定締結先	協定名称
他の自治体			
民間企業			
ボランティア			
その他団体			
団体種別問わず			
必要な資機材	応援者側		
	足立区側		
■ 受援体制に関する情報			
指揮命令者		受援担当者	
情報収集・共有体制			
会議・ミーティング		その他の体制	
朝礼			
事務マニュアル有無		→	内容
活動拠点			
現場			

第7章 受援体制の整備

第4節 受援体制の充実にに向けた取組

2 受援対象業務の可視化

各部で作成された受援対象業務シートを取りまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。

3 被災市区町村応援職員確保システムの活用

区は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。